

坂出市

公共施設等総合管理計画

～持続可能な行財政運営のために～



平成 28 年 12 月



香川県坂出市

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 公共施設等総合管理計画の目的	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画対象施設	3
第2章 坂出市の概要	4
第1節 位置・地勢	4
第2節 人口の動向と将来予測	5
第3節 産業	7
第4節 財政状況	9
第1項 歳入	9
第2項 歳出	11
第3項 本市における財政収支の見通し	13
第3章 公共施設等の現状及び将来の更新費用推計	15
第1節 対象施設	15
第2節 建物系公共施設	16
第1項 整備状況	16
第2項 将来の更新費用推計	18
第3節 インフラ系公共施設	19
第1項 将来の更新費用推計	19
第4節 企業会計系公共施設	20
第1項 将来の更新費用推計	20
第5節 坂出市が保有する全ての公共施設	21
第1項 将来の更新費用の推計	21
第6節 将来の更新費用推計における条件設定	23
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	25
第1節 公共施設における現状と課題	25
第2節 基本的な考え方	25
第3節 点検・診断等の実施方針	26
第4節 維持管理・修繕・更新等の実施方針	27
第5節 安全確保の実施方針	28
第6節 耐震化の実施方針	28
第7節 長寿命化の実施方針	28

第8節 統合や廃止の実施方針.....	30
第9節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	30
第1項 公共施設等総合管理計画策定のための情報収集.....	30
第2項 施設の状況調査.....	31
第5章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	32
第1節 市民文化系施設.....	32
第1項 集会施設.....	32
第2項 文化施設.....	33
第2節 社会教育系施設.....	35
第1項 図書館.....	35
第2項 博物館等.....	36
第3節 スポーツ・レクリエーション系施設.....	37
第1項 スポーツ施設.....	37
第2項 レクリエーション・観光施設.....	38
第4節 産業系施設.....	40
第1項 産業系施設.....	40
第5節 学校教育系施設.....	42
第1項 学校.....	42
第2項 その他教育施設.....	43
第6節 子育て支援施設.....	44
第1項 幼保・こども園.....	44
第2項 幼児・児童施設.....	45
第7節 保健・福祉施設.....	46
第1項 高齢福祉施設.....	46
第2項 障がい福祉施設.....	47
第3項 保健施設.....	47
第8節 医療施設.....	49
第1項 医療施設.....	49
第9節 行政系施設.....	50
第1項 庁舎等.....	50
第2項 消防施設.....	51
第3項 その他行政系施設.....	53
第10節 市営住宅.....	55
第1項 市営住宅.....	55
第11節 公園.....	57
第1項 公園施設.....	57

第12節 供給処理施設	58
第1項 供給処理施設	58
第13節 その他.....	61
第1項 その他	61
第6章 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針	64
第1節 市道.....	64
第2節 橋りょう	67
第3節 港湾.....	69
第4節 漁港.....	72
第5節 下水道施設.....	75
第7章 企業会計系公共施設の管理に関する基本的な方針	77
第1節 上水道施設.....	77
第2節 病院施設.....	81
第8章 おわりに	83
第1節 推進体制	83
第2節 今後の課題.....	83
第3節 フォローアップの実施方針.....	84

第 1 章 はじめに

第 1 節 公共施設等総合管理計画の目的

我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会構造の変化に伴う行政需要の増加に応じて、学校施設、福祉施設、市営住宅、道路や橋りょう等の多くの公共施設の整備が進められてきました。これらの公共施設等は、その多くが整備後、長期間を経過し、老朽化が進んでいます。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替が必要となってきます。

一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっています。財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されています。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進行、高度情報化時代の到来等、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替や改修等の更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことが予測されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

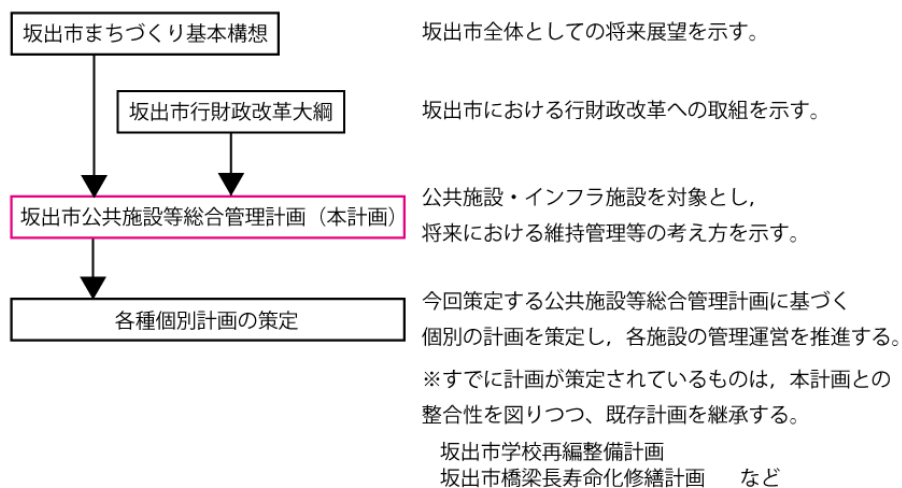
このような状況下、本市では、教育分野において学校再編整備計画の策定・推進や小中学校の耐震化等の対策を進めており、県内他市に先駆けて、平成 23 年度末までに全ての幼稚園、小・中学校の構造体の耐震化工事を終え、現在、外壁等の非構造部材の耐震化に取り組んでいます。また、医療福祉分野においては、平成 26 年の坂出市立病院の新築移転や既存施設の転用によるさかいで子育て支援センターの設置を進めてきました。その他の分野におきましても、旧王越小学校の宿泊型野外活動施設への転用や坂出市役所本庁舎の建替による防災拠点づくり等を進めています。

この「坂出市公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

第2節 本計画の位置付け

図表 1-1 では、本市における公共施設等総合管理計画の体系図を示しています。本計画は、本市の最上位計画である坂出市まちづくり基本構想を下支えする計画であり、行財政改革の方針を示した「坂出市行財政改革大綱」と連動して、各政策分野の中で公共施設等の総合管理について横断的な指針を提示するものです。また、各種施設に対する長寿命化計画等の既に策定済みである個別の公共施設計画については、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を相互に検証することとします。

図表 1-1：坂出市公共施設等総合管理計画体系図



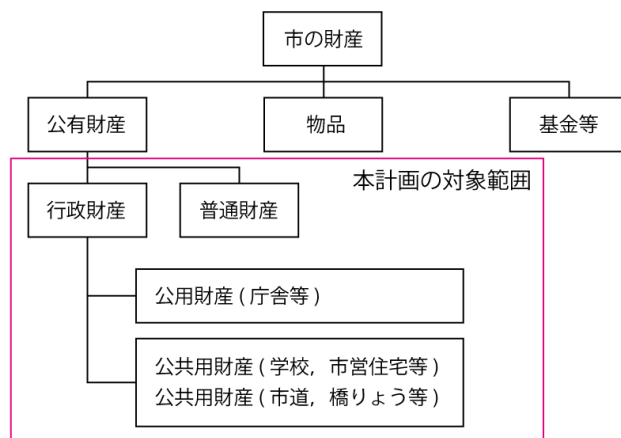
第3節 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、その間、本市を取り巻く社会・経済情勢や法令・国の施策等の進行状況、建設技術の向上等を考慮し、計画期間内であっても、適宜見直し等を行います。また、今後、策定が求められる個別施設計画についても同様に見直し等を行うこととします。

第4節 計画対象施設

本市が保有している施設が本計画の対象となります。庁舎や学校等の公共施設や、市道や橋りょう等のインフラ施設等が含まれます。

図表 1-2：計画対象施設の範囲

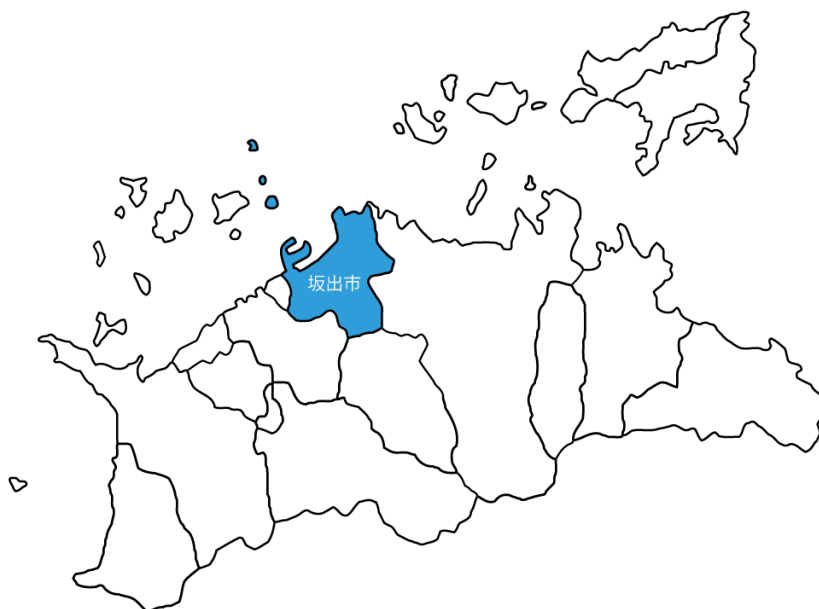


※ただし、坂出市が保有する土地及び工作物等を除く

第2章 坂出市の概要

第1節 位置・地勢

図表 2-1：坂出市の位置



坂出市は、香川県のほぼ中央北側に位置し、総面積は 92.49 km²で、東西に 14.65km、南北に 18.20km、海岸線は瀬戸内海沿いに約 76km に及びます。市内で最も高い山が高松市との境にある五色台の中の大平山(478.9m)で、次いで丸亀市との境にある城山(462.3m)、飯野山(421.9m)と 400m を超える山はわずかしかなない比較的なだらかな地形です。

市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって徐々に低くなっています。また、北には穏やかな瀬戸内海があり、13 の島々が存在します。気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、降水量が少なく温暖です。このため、古くより多くのため池が築かれ、市内に 500 箇所弱あるため池は農業用水の貴重な水資源となっています。

市域は、内海を埋め立て造成した番の州臨海工業地帯(約 620ha)、市中心部の商業地帯、周縁部の農業地帯、島しょ部及び東部沿岸地区の漁業等により、調和のとれた都市形態となっています。

第2節 人口の動向と将来予測

(1) 人口の動向

我が国の人口は減少局面に転じており、今後の少子化・高齢化の一層の進行により、年齢構成や世帯構成が変化していく中で、本市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような成長は期待できず、税収の増加は見込めない状況ですが、一方で、高齢化に伴い医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと考えられます。

経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が厳しい中で、これまでの経験をもとに将来を予測することは難しい状況にあります。他方、成熟社会を迎え、市民生活は、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、行政サービスに対するニーズもまた複雑・多様化、高度化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方も様々な形をとるようになっていきます。

(2) 将来の人口推計

坂出市の人口は今後も減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年に53,418人(当時の推計値)であるのに対して、計画目標年の平成37年には48,340人となり、約5,000人減少する見通しとなっています。さらに20年後の平成47年には42,824人、平成52年には40,019人になると予測されています。高齢化率も年々上昇しており、全国平均及び県平均と比べて高く、平成2年以降は、老年人口が年少人口を上回っています。このまま人口減少が進むと、税収減や人口密度の低下を引き起こし、生活サービス機能の維持が困難になること等が懸念されます。

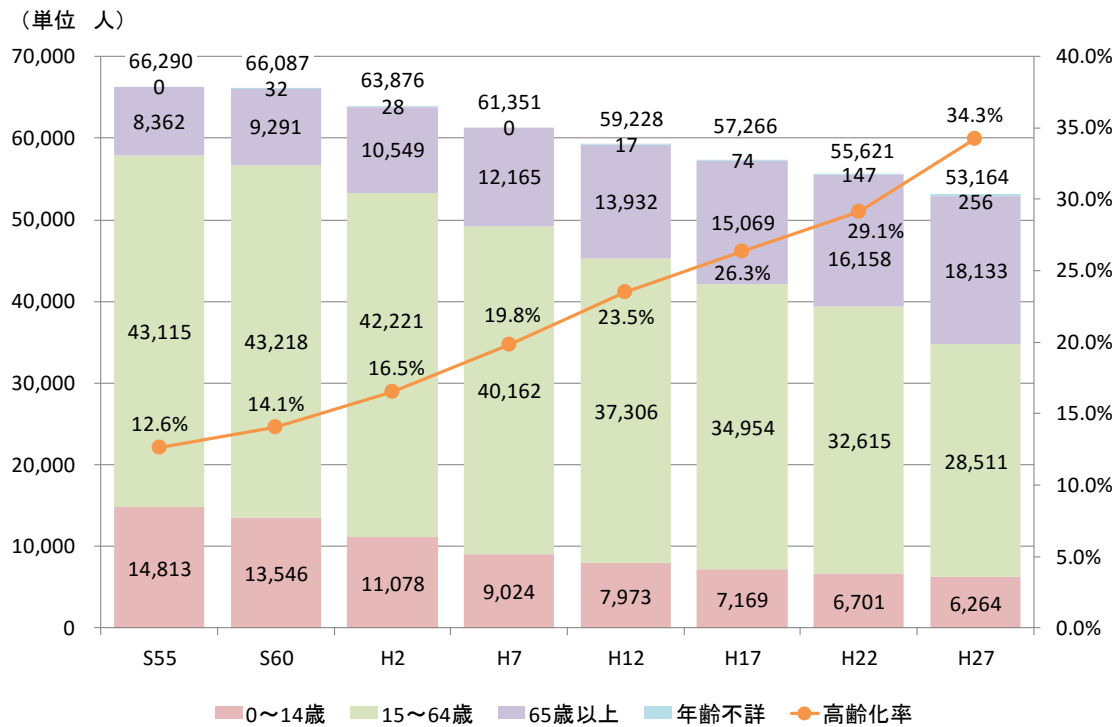
一方で、本市の昼夜間人口比率(夜間人口100人当たりの昼間人口)は、四国で第1位の水準となっており、市外から多くの人々が本市に働きに来ています。このことは、本市にとって強みであり、働く場所から住む場所に変えていくことで、居住者を増やすことができると考えられます。

以上の点を踏まえ、本市が平成27年10月に策定した、人口の現状を分析し今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「坂出市人口ビジョン」においては、人口減少の克服及び地域活力の向上のための様々な取組を推進し、転出の抑制はもちろん、県内外からの転入を促進することにより、平成37年(計画最終年度)の将来人口展望を49,818人、平成72年は42,096人と設定しています。

図表 2-2：坂出市の人口及び高齢化率の推移

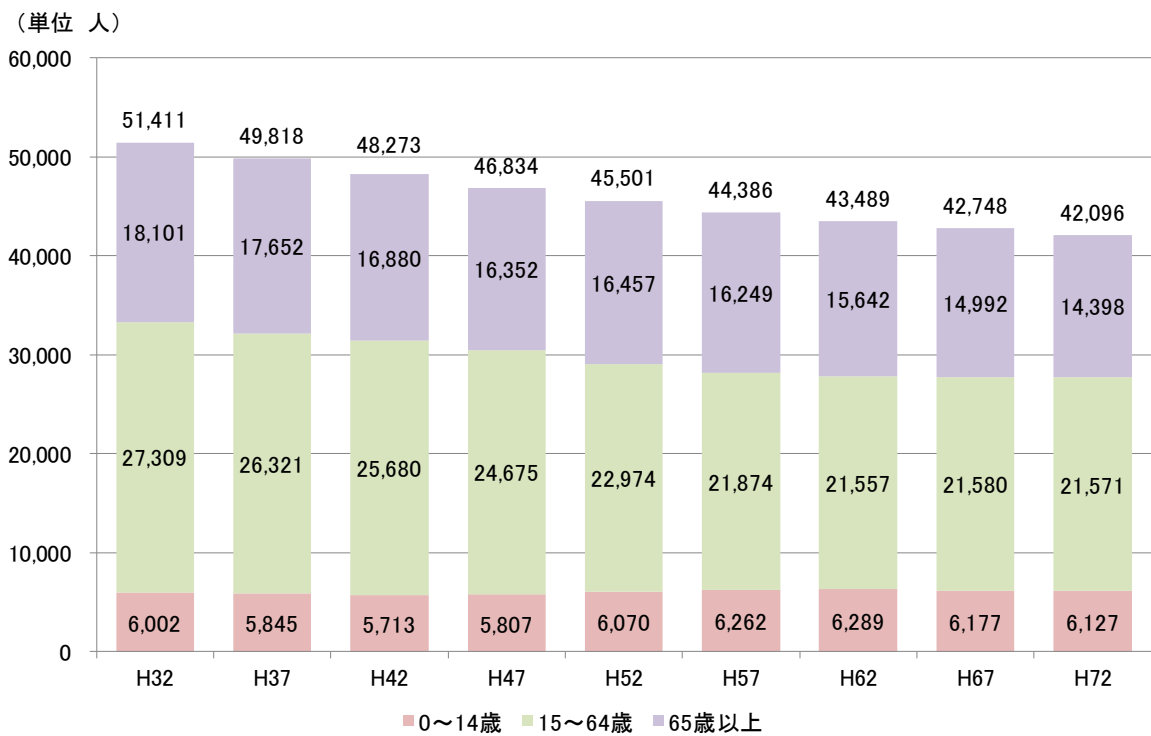
年度	H12	H17	H22	H27	H27 /H12
人口[人]	59,228	57,266	55,621	53,164	89.8%
高齢化率	23.5%	26.3%	29.1%	34.3%	—

図表 2-3：坂出市の人口及び高齢化率の推移



(資料：各年の国勢調査)

図表 2-4：坂出市の将来人口予測



(資料：坂出市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）)

(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

第3節 産業

本市の産業について、図表 2-5 では産業分類別就業者数を、図表 2-6 では産業別就業者数の人口割合を、そして図表 2-7 では産業別就業者数の人口推移をそれぞれ示しています。

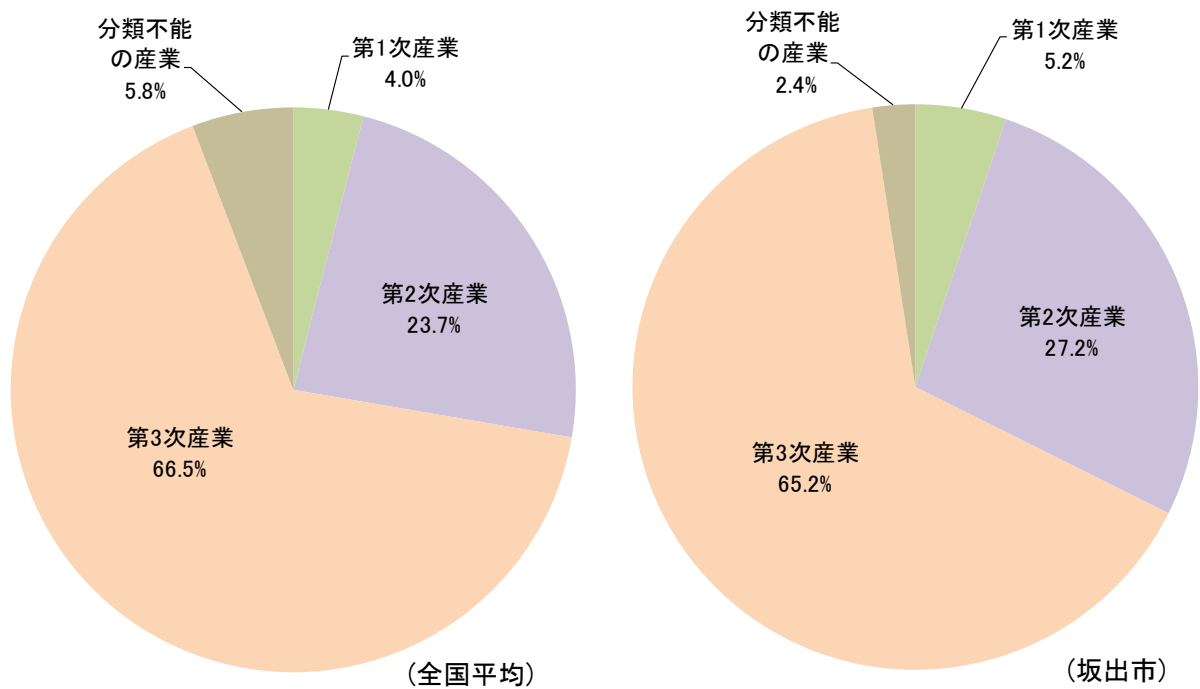
図表 2-5：産業分類別就業者数

(単位 人)

産業分類	分類	就業者数
第1次産業	総数	1,293
	農業	1,116
	林業	2
	漁業	175
第2次産業	総数	6,781
	鉱業、採石業、砂利採取業	8
	建設業	2,135
	製造業	4,638
第3次産業	総数	16,259
	電気・ガス・熱供給・水道業	153
	情報通信業	293
	運輸業、郵便業	1,716
	卸売業、小売業	4,265
	金融業、保険業	560
	不動産業、物品賃貸業	313
	学術研究、専門・技術サービス業	592
	宿泊業、飲食サービス業	1,201
	生活関連サービス業、娯楽業	792
	教育、学習支援業	1,099
	医療、福祉	3,062
	複合サービス事業	199
	サービス業(他に分類されないもの)	1,167
	公務(他に分類されるものを除く)	847
分類不能の産業		609
総数		24,942

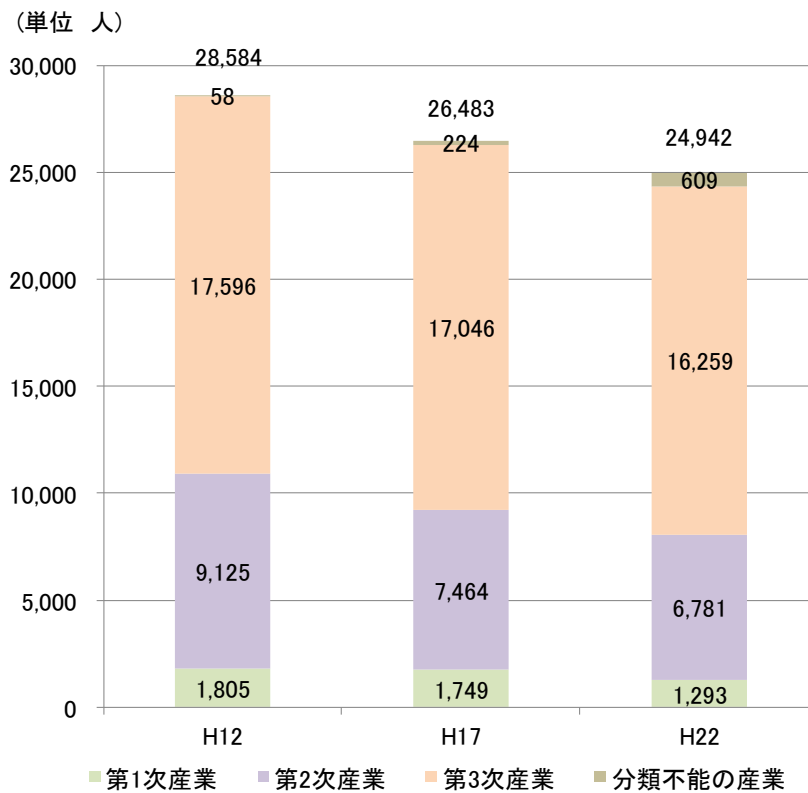
(資料：平成 22 年実施国勢調査)

図表 2-6：産業別人口割合



(資料：平成 22 年実施国勢調査)

図表 2-7：産業別人口の推移



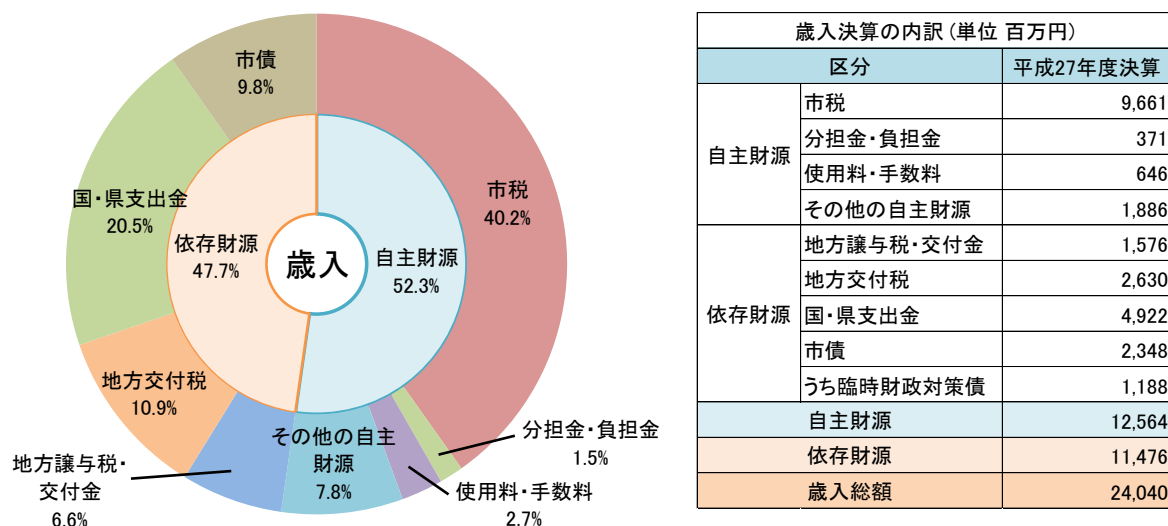
(資料：各年の国勢調査)

第4節 財政状況

第1項 歳入

図表 2-8 は平成 27 年度決算における、本市の普通会計歳入の内訳を示しています。また図表 2-9 では歳入決算額の推移を分類ごとに示しています。平成 27 年度の歳入は 240 億 3,980 万円となっており、そのうち、国や県から交付された依存財源の割合が 47.7%となっています。本市の基幹的收入である市税は、年度によっては企業の大規模な設備投資による固定資産税等の増収があったものの、近年においては経済情勢や地価の下落等の影響もあり、全般的に減少傾向となっています。その一方、地方交付税や臨時財政対策債、国・県支出金等の依存財源は増加傾向にあります。

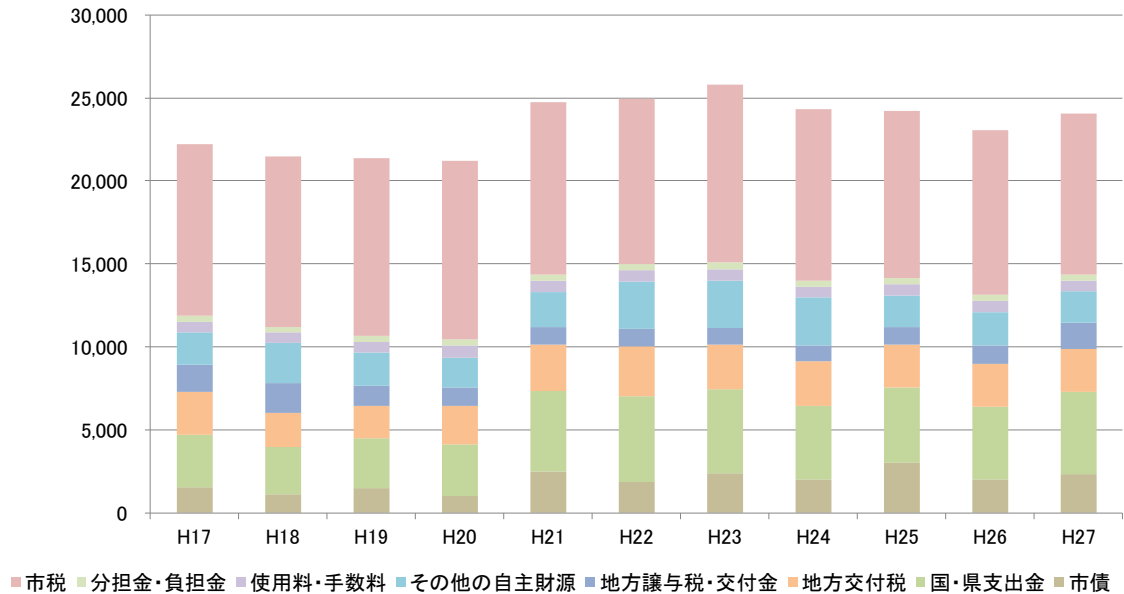
図表 2-8：平成 27 年度歳入決算の内訳



(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

図表 2-9：歳入決算額の推移

(単位 百万円)



(単位：百万円)

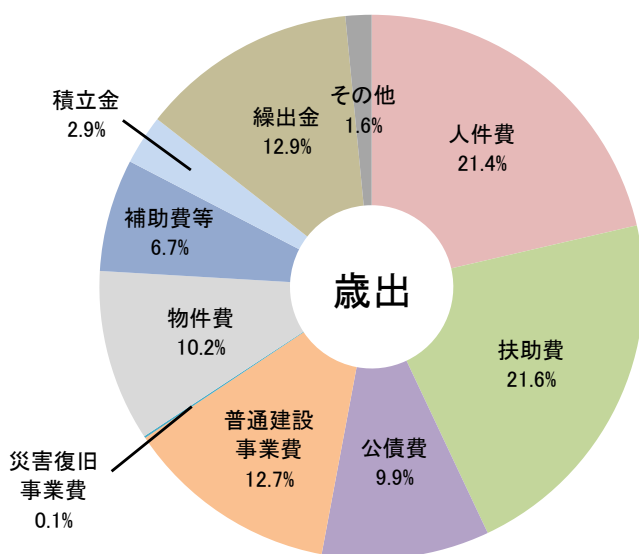
区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
自主財源	13,288	13,658	13,701	13,620	13,509	13,855	14,652	14,185	13,046	12,963	12,564
市税	10,340	10,260	10,718	10,750	10,344	9,951	10,718	10,294	10,072	9,896	9,661
分担金・負担金	349	351	351	366	368	370	395	380	391	389	371
使用料・手数料	643	629	636	705	700	685	665	636	645	662	646
その他の自主財源	1,956	2,418	1,996	1,799	2,097	2,849	2,874	2,875	1,938	2,016	1,886
依存財源	8,905	7,817	7,660	7,573	11,213	11,099	11,134	10,108	11,171	10,075	11,476
地方譲与税・交付金	1,596	1,795	1,196	1,120	1,088	1,053	1,015	959	1,007	1,102	1,576
地方交付税	2,603	2,056	1,965	2,299	2,777	3,029	2,686	2,679	2,590	2,585	2,630
国・県支出金	3,164	2,826	3,011	3,115	4,858	5,140	5,016	4,444	4,559	4,376	4,922
市債	1,542	1,140	1,488	1,039	2,490	1,877	2,417	2,026	3,015	2,012	2,348
うち臨時財政対策債	622	537	487	456	708	1,270	1,011	1,109	1,262	1,265	1,188
歳入総額	22,193	21,475	21,361	21,193	24,722	24,954	25,786	24,293	24,217	23,038	24,040
自主財源比率	59.9%	63.6%	64.1%	64.3%	54.6%	55.5%	56.8%	58.4%	53.9%	56.3%	52.3%

(資料：坂出市各年度決算カード及び歳入歳出決算書)

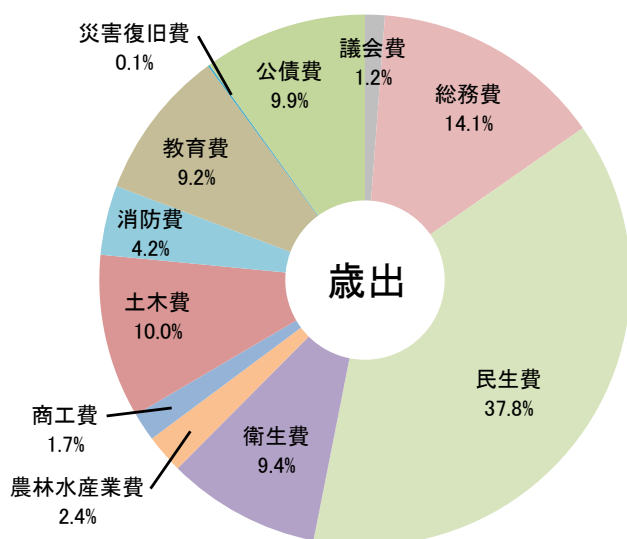
第2項 歳出

図表 2-10 は平成 27 年度決算における、本市の普通会計歳出の内訳を示しています。また、図表 2-11 では歳出決算額の推移を分類ごとに示しています。平成 27 年度の歳出は 230 億 5,461 万円となっています。図表 2-11 を見てみると、義務的経費のうち、人件費及び公債費については、定員適正化計画及び公債費負担適正化計画の着実な推進等により、概ね減少傾向にある一方、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大に伴い、扶助費については増加傾向にあり、義務的経費全体では 120 億円程度で推移しています。

図表 2-10：平成 27 年度歳出決算の内訳

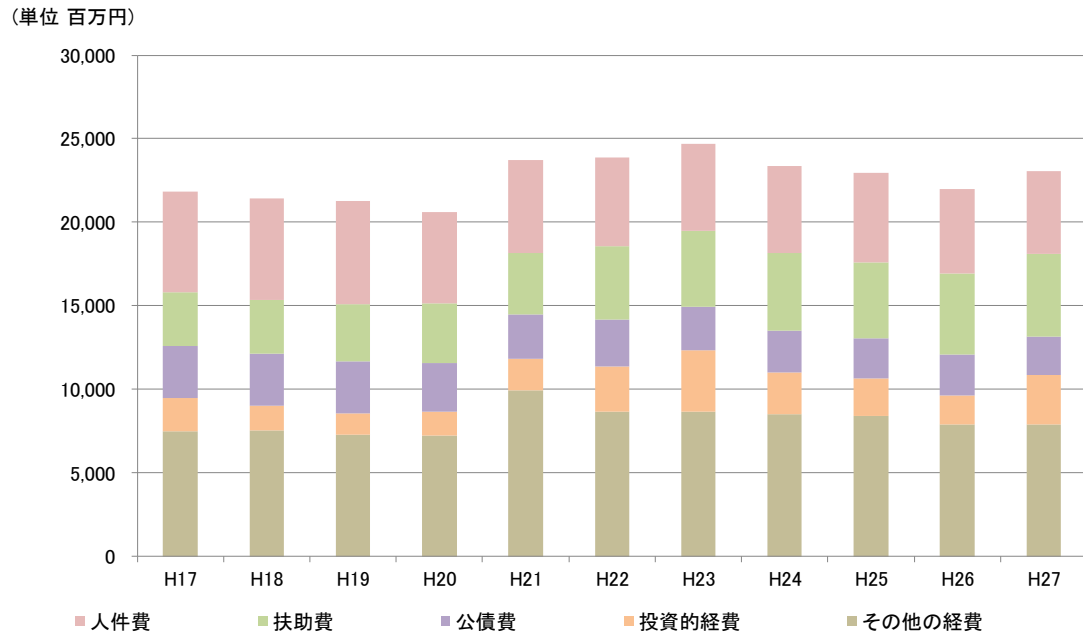


性質別費用の内訳（単位 百万円）	
区分	平成27年度決算
人件費	4,927
扶助費	4,984
公債費	2,295
普通建設事業費	2,926
災害復旧事業費	26
物件費	2,348
補助費等	1,542
積立金	680
繰出金	2,971
その他	356
歳出合計	23,055



目的別費用の内訳（単位 百万円）	
区分	平成27年度決算
議会費	277
総務費	3,250
民生費	8,717
衛生費	2,156
農林水産業費	544
商工費	398
土木費	2,301
消防費	975
教育費	2,116
災害復旧費	26
公債費	2,295
歳出合計	23,055

図表 2-11：歳出決算額の推移（性質別）



(単位:百万円)

区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
義務的経費	12,369	12,425	12,708	11,970	11,913	12,480	12,388	12,376	12,307	12,340	12,206
人件費	6,037	6,068	6,189	5,495	5,550	5,306	5,236	5,233	5,364	5,052	4,927
扶助費	3,202	3,213	3,411	3,532	3,670	4,386	4,541	4,610	4,546	4,846	4,984
公債費	3,130	3,144	3,108	2,943	2,693	2,788	2,611	2,533	2,397	2,442	2,295
投資的経費	2,000	1,441	1,287	1,413	1,846	2,736	3,661	2,508	2,241	1,743	2,952
普通建設事業費	1,798	1,435	1,282	1,409	1,844	2,730	3,651	2,504	2,241	1,743	2,926
災害復旧事業費	202	6	5	4	2	6	10	4	0	0	26
その他の経費	7,460	7,554	7,287	7,234	9,959	8,651	8,654	8,489	8,429	7,911	7,897
物件費	1,920	1,844	1,858	1,797	2,150	2,095	2,288	2,125	2,179	2,267	2,348
補助費等	1,142	1,175	1,320	1,189	2,209	1,326	1,198	1,522	1,503	1,672	1,542
積立金	162	373	96	79	305	1,053	906	604	559	831	680
繰出金	2,455	2,484	2,414	2,605	3,835	2,680	2,747	2,745	2,710	2,805	2,971
その他	1,781	1,678	1,599	1,564	1,460	1,497	1,515	1,493	1,478	336	356
歳出総額	21,829	21,420	21,282	20,617	23,718	23,867	24,703	23,373	22,977	21,994	23,055

(資料：各年度決算カード及び歳入歳出決算書)

第3項 本市における財政収支の見通し

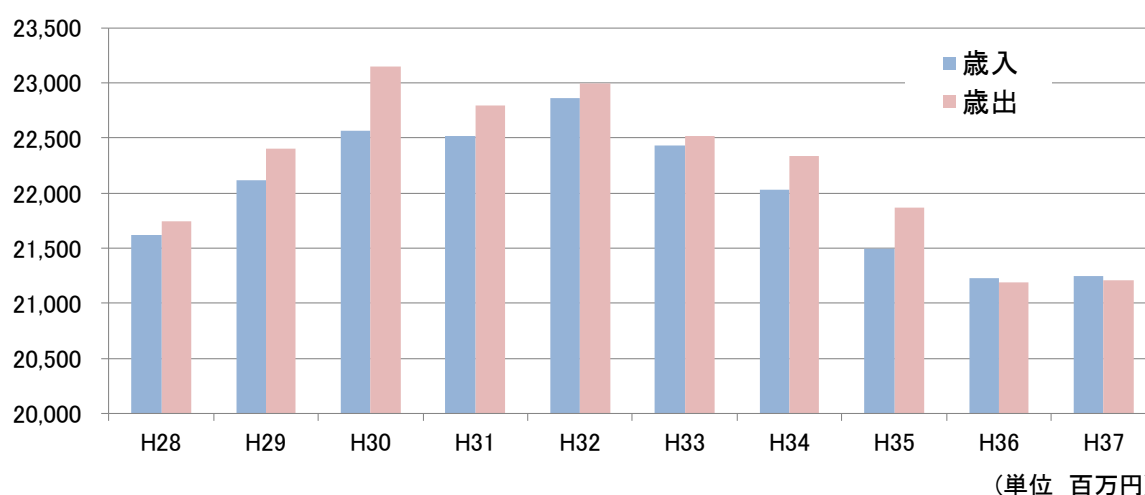
地方財政対策をはじめとする国による施策の動向が流動的な状況下において、将来にわたり効率的かつ健全な財政運営を維持することが、重要であるといえます。そこで、「坂出市まちづくり基本構想」（平成28年3月）において平成37年度までの財政状況の推計を行っています。

今後の財政収支の見通しを図表2-12に示しています。また、市債残高の見通しを、図表2-13に示しています。歳入については、消費税率引上げに伴う地方消費税に係る交付金の増加等を見込む一方で、国の動向を踏まえた臨時財政対策債の減少や市税収入の減少傾向が続くことが想定されます。歳出については、本市の最重要施策である人口増対策や防災対策に対し積極的な予算投入を行うこととしています。これに加え、公共施設等の老朽化対策や新庁舎建設等に伴う建設事業費・公債費の増加が見込まれます。

推計の結果、各年度にわたり一定の収支不足が生じ、財政調整基金からの繰入れにより収支均衡を図る状況が予測されます。収支均衡を図ることにより、財政調整基金は平成26年度末の約29億円から平成37年度末には約10億円に減少する見込みとなっています。今後は、市税をはじめとする自主財源の確保や事務事業の選択と集中を推進し、持続可能な財政基盤を確立することが重要です。

図表2-12： 財政収支の見通し

（単位 百万円）



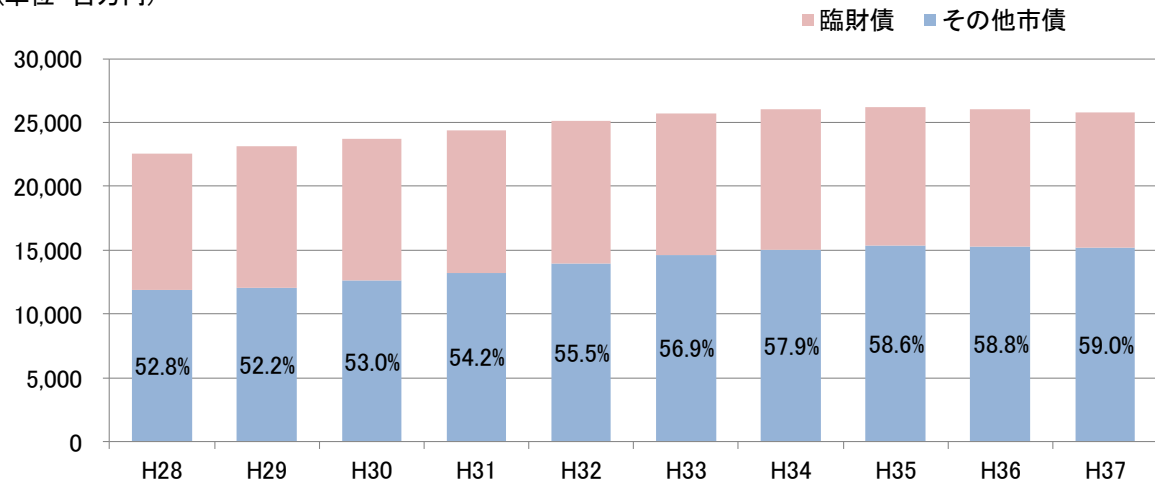
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
歳入	21,622	22,122	22,568	22,515	22,860	22,437	22,028	21,493	21,233	21,248
歳出	21,742	22,408	23,154	22,800	22,997	22,519	22,342	21,867	21,190	21,210

（資料：坂出市まちづくり基本構想（平成28年3月））

（注）収支不足に伴う財政調整基金からの繰入金は計上していない

図表 2-13：市債残高の見通し

(単位 百万円)



※グラフ中のパーセント値は、市債合計に対するその他市債の比率を示す。

※「臨時債」とは臨時財政対策債を示す。

(単位 百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
市債合計	22,573	23,104	23,753	24,412	25,107	25,718	26,030	26,165	26,018	25,789
臨時債	10,662	11,042	11,169	11,188	11,162	11,079	10,963	10,836	10,710	10,576
その他市債	11,911	12,062	12,584	13,224	13,945	14,639	15,067	15,329	15,308	15,213

(資料：坂出市まちづくり基本構想(平成 28 年 3 月))

第3章 公共施設等の現状及び将来の更新費用推計

第1節 対象施設

公共施設等総合管理計画における対象施設は、坂出市が保有している全施設です。坂出市が保有する公共施設は3つの類型(建物系公共施設、インフラ系公共施設、企業会計系公共施設)に分類されます。建物系公共施設は、学校教育系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等に分類され、対象となる施設は266施設で、延床面積の合計は約19万㎡です。インフラ系公共施設は、道路施設等、港湾・漁港施設、下水道施設に分類されます。企業会計系公共施設は、上水道施設、病院施設等に分類されます。図表3-1では、整理した内容及び施設分類ごとの延床面積、延長、箇所数を示しています。

図表3-1：対象とする施設分類

類型区分	大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積,延長,箇所数
建物系 公共施設	市民文化系施設	集会施設	公民館, 集会所	24	5,380.58㎡
		文化施設	市民ホール, 文化センター	6	5,737.20㎡
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	2,235.00㎡
		博物館等	郷土資料館, 市民美術館	3	2,301.85㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館, カヌー研修センター	6	8,903.11㎡
		レクリエーション・観光施設	産業展示館, 海の家	7	1,822.66㎡
	産業系施設	産業系施設	勤労福祉センター	11	4,404.73㎡
	学校教育系施設	学校	小学校, 中学校	18	66,916.00㎡
		その他教育施設	給食調理場	1	420.00㎡
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所, 幼稚園	16	8,861.70㎡
		幼児・児童施設	子育て支援センター, 児童館	2	627.07㎡
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人いこいの家	18	3,097.26㎡
		障がい福祉施設	八幡園	1	338.83㎡
	医療施設	保健施設	保健センター	1	187.15㎡
		医療施設	診療所	2	58.66㎡
	行政系施設	庁舎等	市役所, 市民サービスセンター	13	8,421.19㎡
		消防施設	消防本部, 屯所	21	3,414.93㎡
	市営住宅	市営住宅	市営住宅	28	45,277.98㎡
	公園	公園施設	公園便所	20	260.57㎡
	供給処理施設	供給処理施設	リサイクルプラザ, ポンプ場	27	9,393.73㎡
	その他	その他	駐車場, 火葬場	29	14,666.55㎡
合計				266	194,062.74㎡
インフラ系 公共施設	道路	市道	一級, 二級, その他市道		車道380,363m 歩道76,191m
		橋りょう	PC橋, RC橋, 鋼橋等		2,632m
	港湾施設	港湾	護岸, 岸壁, 物揚場等		3箇所
		漁港	護岸, 岸壁, 物揚場等		6箇所
企業会計系 公共施設	下水道施設	下水道施設	管渠		管路総延長95,043m
	上水道施設	水道施設	管渠, 水道局庁舎		管路総延長473,731m 上水道施設4,082㎡
	病院施設等	病院施設	市立病院		15,888㎡

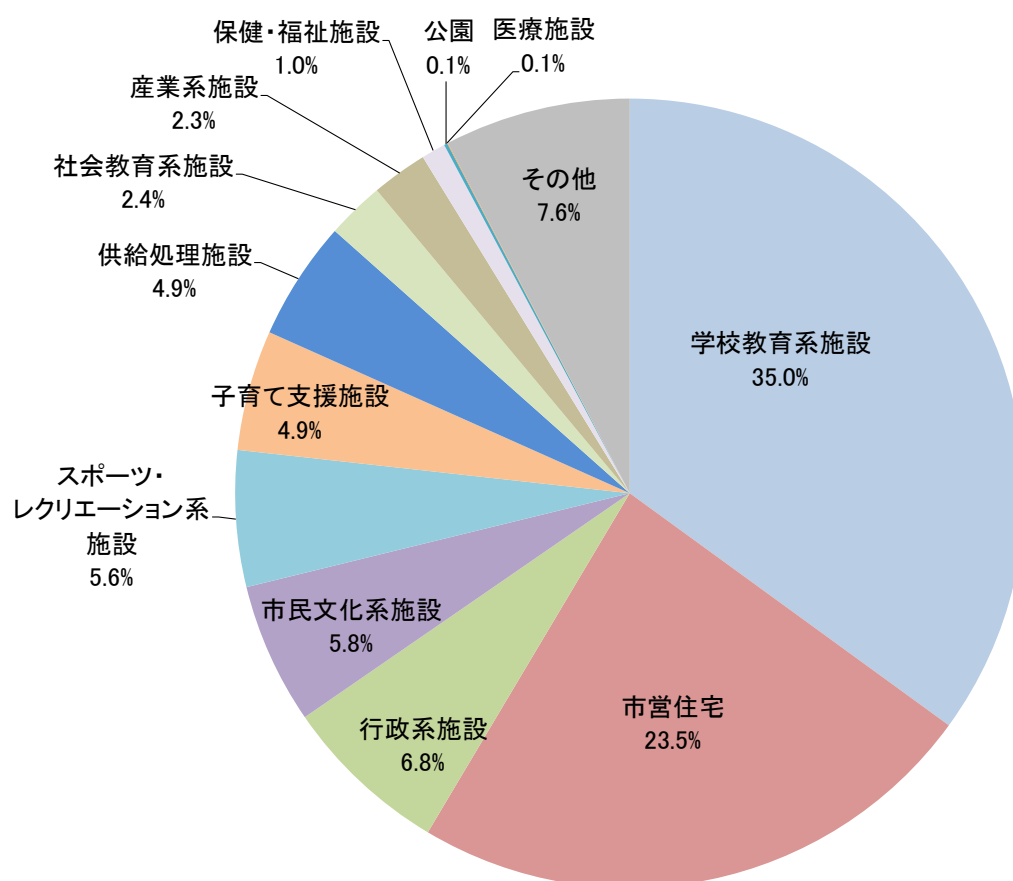
第2節 建物系公共施設

第1項 整備状況

図表 3-2 は建物系公共施設の分類別整備状況を示しています。施設別の割合では、学校教育系施設が約 35.0%，市営住宅が約 23.5%，行政系施設が約 6.8%となっています。また、図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本市においては、昭和 40 年から 50 年代に小学校や中学校の多くが整備され、また、昭和 50 年頃に人工土地や市民ホールが建設されるなど、集中して公共施設を整備してきました。平成 13 年以降は大規模な建設事業を抑制してきたことが分かります。

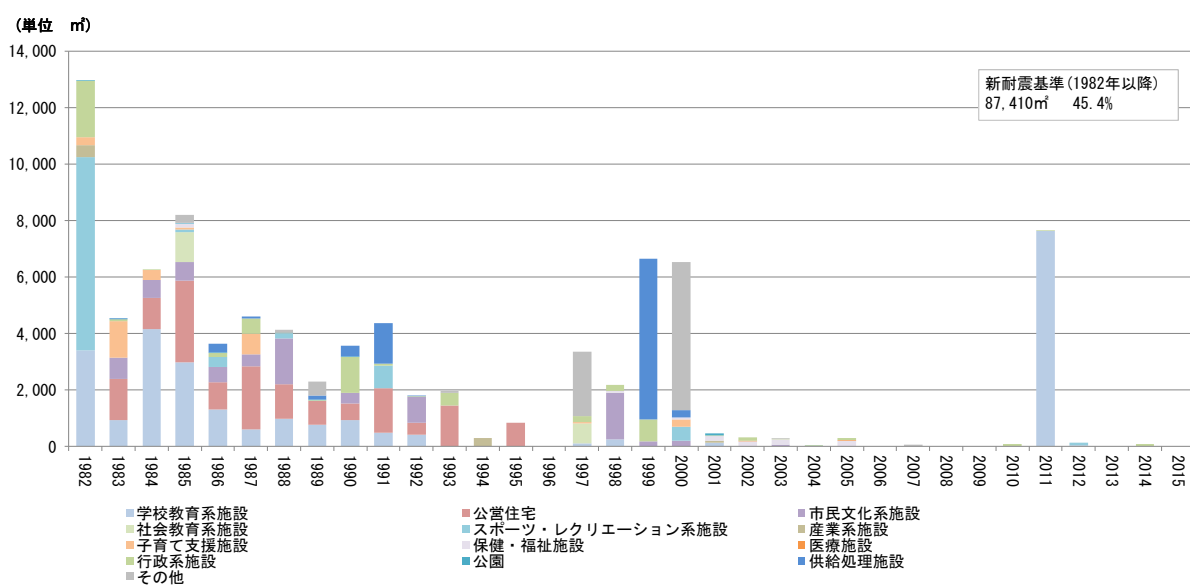
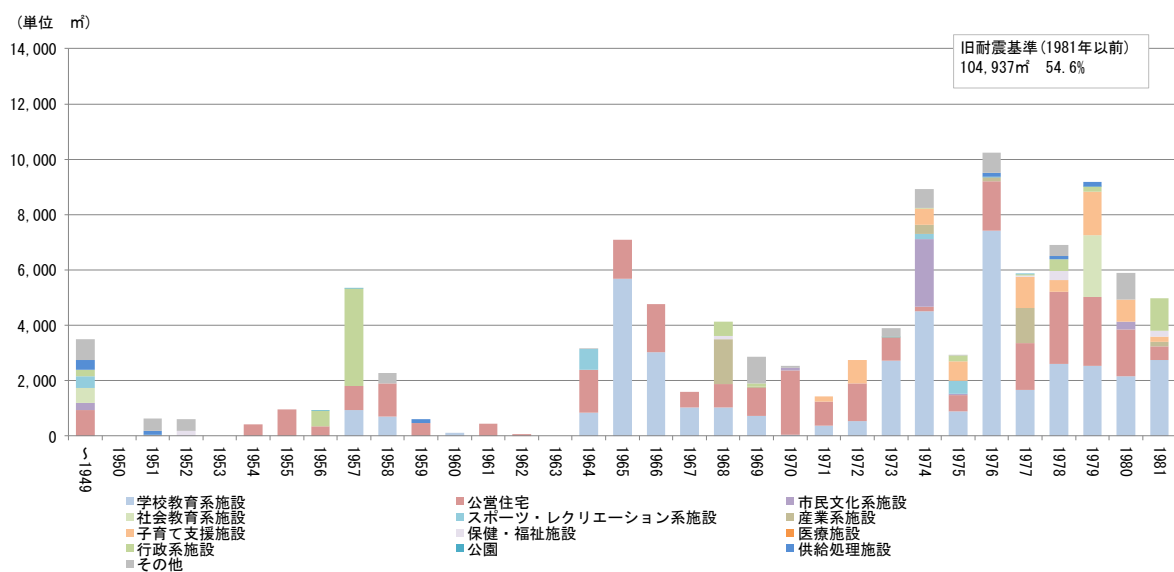
建築基準法改正前の昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された建物の延床面積は約 10 万 5 千㎡で、全体の約 54.6%を占めています。全体の約半分に当たる建物が建築から既に 30 年以上経過しており、今後大規模な改修や建替が必要となることが予測されます。

図表 3-2：建物系公共施設の分類別整備状況(延床面積)



(注) 将来の更新費用推計から除外する延床面積があるため、図表 3-1 の割合と合わない箇所がある

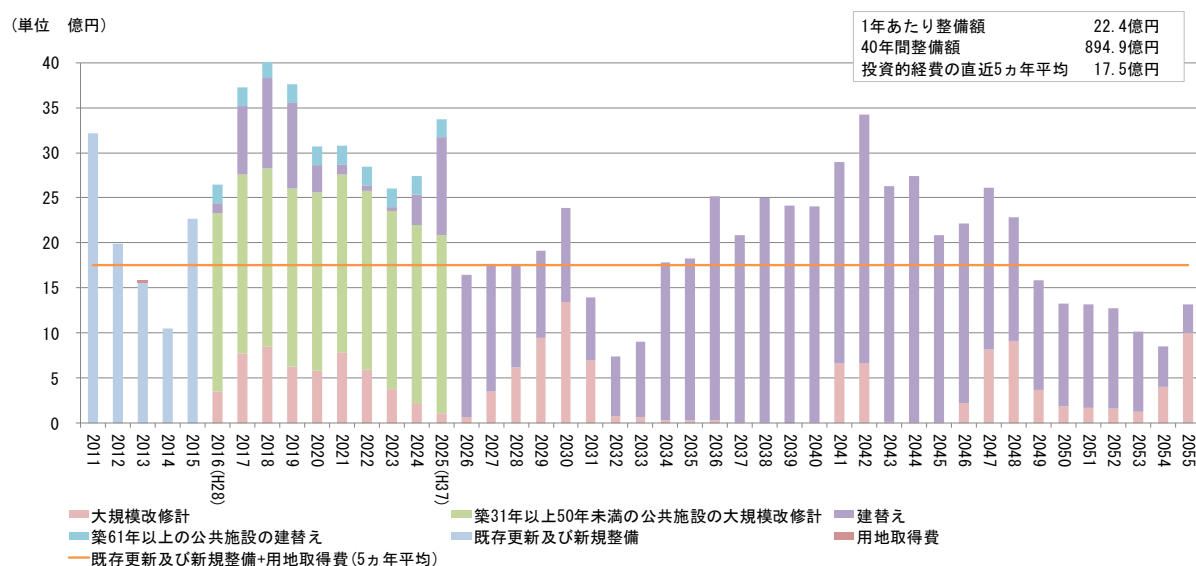
図表 3-3：建物系公共施設の築年別整備状況(延床面積)



第2項 将来の更新費用推計

図表3-4は、建物系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後40年間で約894億9千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約22億4千万円かかる試算です。これに対し、直近5カ年の建物系公共施設に対する投資的経費は1カ年当たり平均で約17億5千万円であり、約4億9千万円の不足が生じる見込みです。

図表3-4：建物系公共施設の更新費用
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合)



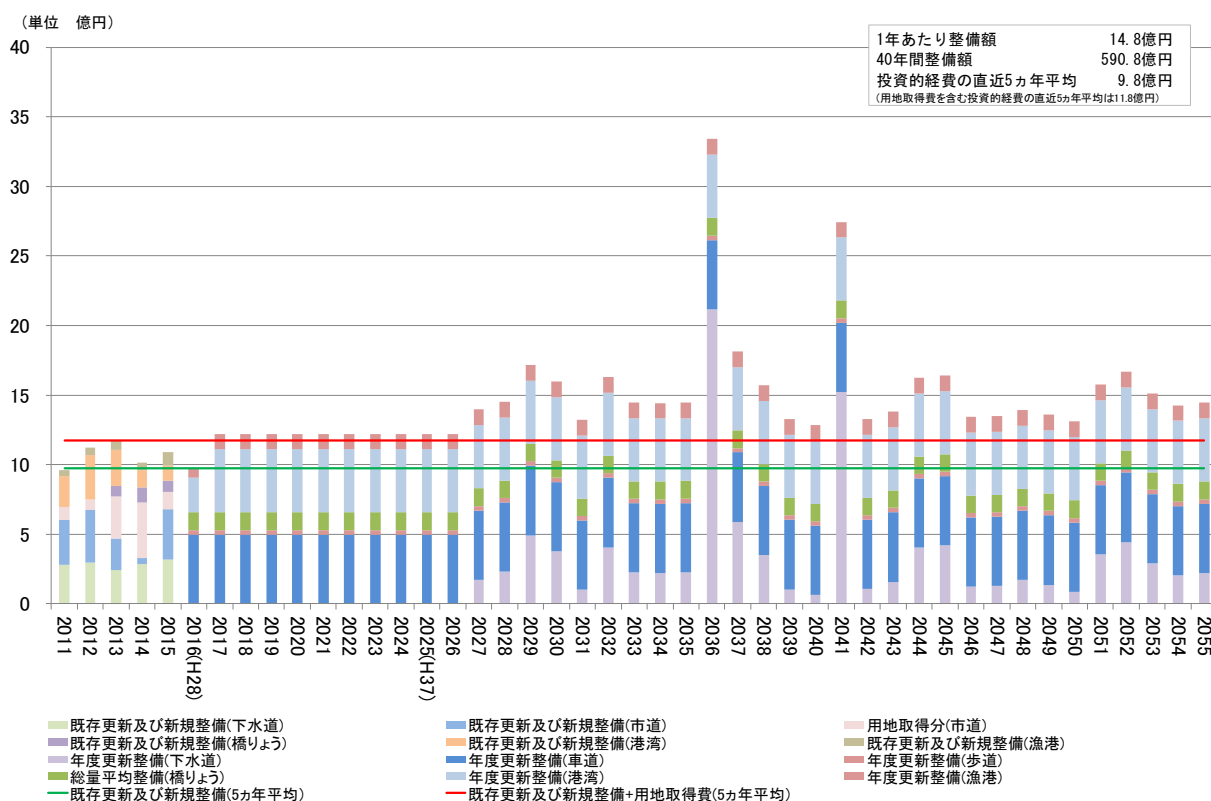
(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1)

第3節 インフラ系公共施設

第1項 将来の更新費用推計

図表 3-5 は、インフラ系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有するインフラ系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後 40 年間で約 590 億 8 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 14 億 8 千万円かかる試算です。用地取得費を含む直近 5 カ年の投資的経費は 1 カ年当たり平均で約 11 億 8 千万円であり、約 3 億円の不足が生じる見込みです。

図表 3-5：インフラ系公共施設の更新費用
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合)

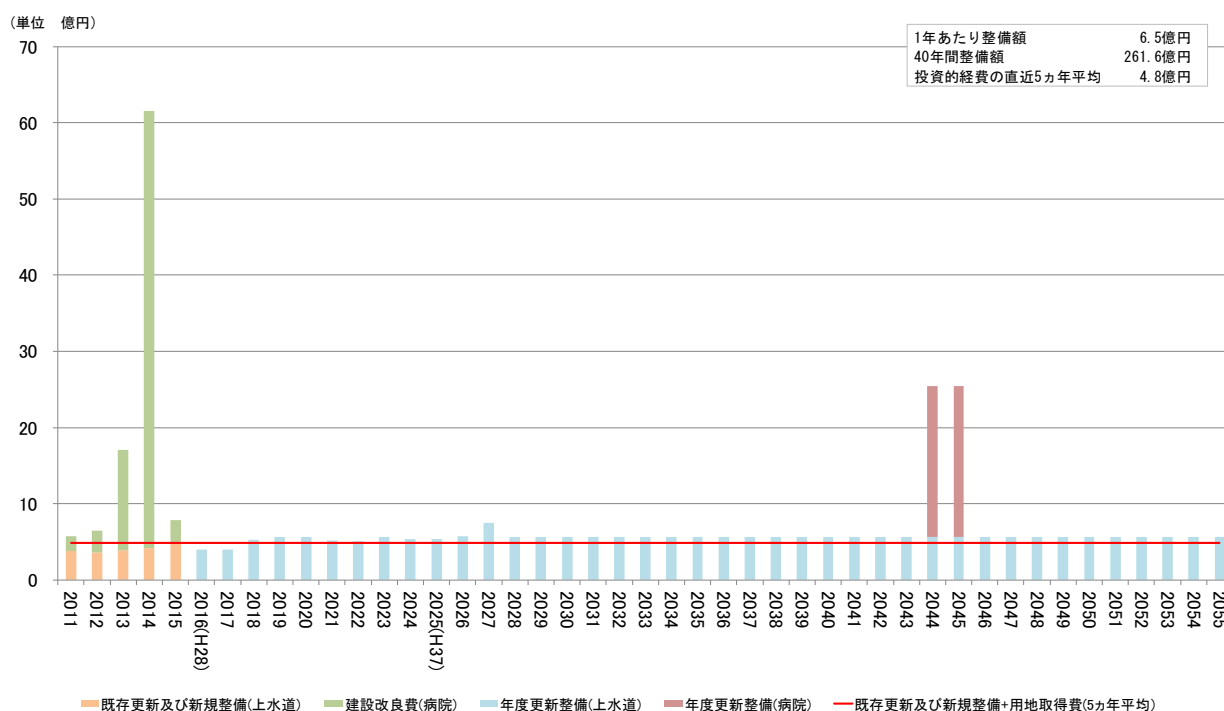


第4節 企業会計系公共施設

第1項 将来の更新費用推計

図表3-6は、企業会計系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有する企業会計系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後40年間で約261億6千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約6億5千万円かかる試算です。直近5ヵ年の投資的経費は1ヵ年当たり平均で約4億8千万円(平成25年及び平成26年の新病院建設時の建設改良費を含まない。含む場合は約16億2千万円)であり、約1億7千万円の不足が生じる見込みです。

図表3-6：企業会計系公共施設の更新費用
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合)



第5節 坂出市が保有する全ての公共施設

第1項 将来の更新費用の推計

建物系公共施設とインフラ系公共施設及び企業会計系公共施設の将来の更新費用推計結果を合算した結果を図表3-7及び3-8に示しています。本市が所有する全ての公共施設等について、現状規模のまま維持を行った場合、今後40年間で約1,747億3千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約43億7千万円かかる試算です。用地取得費を含む直近5カ年の投資的経費は1カ年当たり平均で約34億1千万円であり、約9億6千万円の不足が生じる見込みです。今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設規模を維持することは、困難であると考えられます。

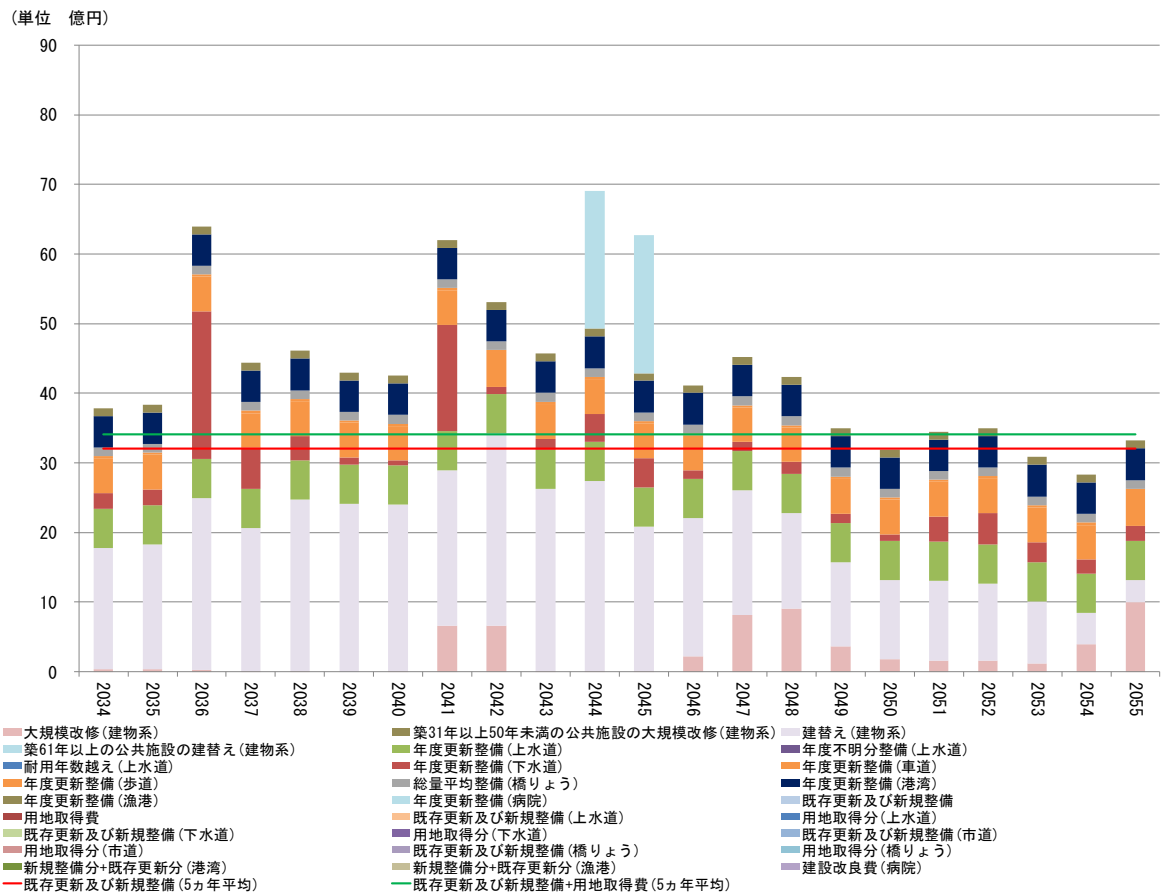
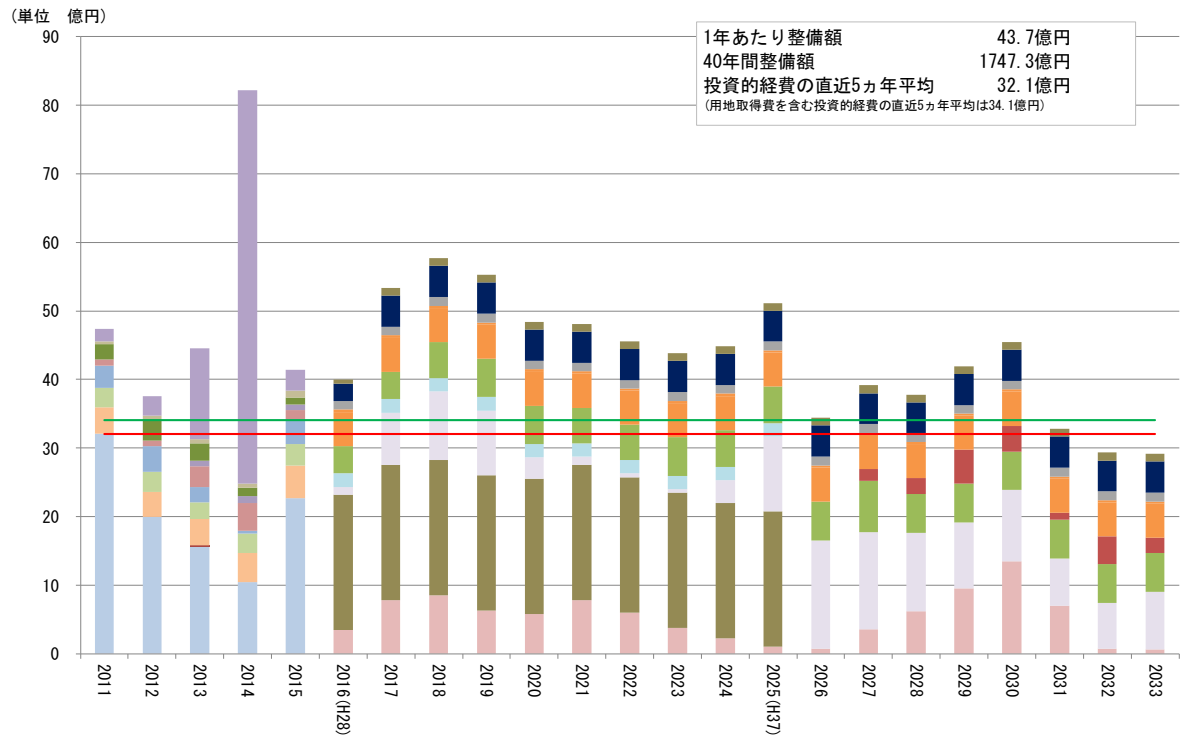
図表3-7：全ての公共施設の更新費用

(単位 億円)

	建物系 公共施設	インフラ系 公共施設	企業会計系 公共施設	合計
更新費用 (40年間の平均)	22.4	14.8	6.5	43.7
投資的経費 (5カ年の平均)	17.5	11.8	4.8	34.1
不足分	4.9	3.0	1.7	9.6

(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合)

図表 3-8：全ての公共施設の更新費用



第6節 将来の更新費用推計における条件設定

将来の更新費用推計には、総務省から提供されている公共施設等更新費用試算ソフトウェアを使用します。推計の際に適用した条件を次に示します。

(1) 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とします(港湾施設及び漁港施設を除く)。一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。

(2) 計算方法

建物系公共施設については、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、図表 3-9 に示す更新単価を乗じることによって更新費用を計算します。

なお、市道及び橋りょうについては、整備済み面積を図表 3-10 に示す更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、図表 3-10 に示す更新単価を乗じることによって更新費用を計算します。港湾施設及び漁港施設については、本市において既に試算している更新費用に基づき計算します。また、上水道施設については、「坂出市更新事業計画」に基づき計算します。下水道施設(管渠)については、図表 3-10 に示す更新年数経過後、現在と同じ長さの管路に更新すると仮定し、管径別年度別延長に対して管径別の更新費用を乗じることにより更新費用を計算します。企業会計系公共施設である病院建物については、建物系公共施設と同じ条件にて更新費用を計算します。

建物系公共施設(企業会計系公共施設の庁舎等含む)のデータは、平成 28 年 3 月 31 日現在のものです。

(3) 更新費用

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用します。また、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定しています。

(4) 耐用年数

建物系公共施設については、標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとします¹。インフラ系公共施設については、図表 3-10 に示す更新年数を採用します。

(5) 地域格差

地域差は考慮しないものとします。

¹ 日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

(6) 耐用年数が超過しているもの

当初 10 年間で均等に更新するものとして計算します。なお、橋りょう、下水道施設(管渠)については当初 5 年間で均等に更新するものとして計算します。

(7) 建替期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替期間は 3 年間、大規模改修期間は 2 年間として計算します。

(8) 大規模改修の時期

大規模改修を建設後 30 年目に行い、建替を建設後 60 年目に行うと仮定しています。なお、平成 27 年度以前に築 30 年以上が経過し大規模改修の時期を過ぎている施設のうち、築 31 年以上 50 年未満の施設については、当初 10 年間(平成 28 年度から平成 37 年度)に大規模改修を実施するものとして、1/10 ずつの費用を計上しています。築 50 年以上の施設については、大規模改修は実施しないものとしています。

(9) 単価の設定

公共施設等の更新(建替)及び大規模改修の単価は、総務省が提供する公共施設更新費用試算ソフトウェア Ver2.1 で用いられている単価を適用しています。

図表 3-9：更新等の費用単価(万円/㎡)

施設用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
市営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

図表 3-10：インフラ系公共施設に関する費用単価

施設用途	更新年数	更新単価
車道	15年	4,700[円/㎡]
歩道	15年	2,700[円/㎡]
橋りょう	60年	425[千円/㎡]
下水道施設	50年	124～2,347[千円/m]

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設における現状と課題

① 施設の老朽化

坂出市が保有する公共施設等について、その多くが大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、建替等が必要な建物が今後増加していきます。

② 住民ニーズの変化

今後、高齢化の進行に伴い、特に75歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予測されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設のニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画等、少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備等の導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

第2節 基本的な考え方

「今後の財政力に応じて施設の総量抑制を図るとともに、活用施設について利用者ニーズに応じた質の向上を図る」ことを基本目標として、以下に示す4つの考え方に基づき、公共施設の再生に向けて、取組を進めていきます。

○施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進

坂出市が保有する公共施設の現状と課題を踏まえると、現在ある全ての施設をこのまま維持することは、財政上困難と考えられます。このため、新規整備を抑制しつつ、設置効果の低い施設の統廃合や、従来の縦割りの枠組みにとらわれない建物の多機能化・複合化を推進し、また、各地区の文化・風土を踏まえながら、市全体を見据えた公共施設の総量抑制と適正な再配置を進めていきます。

○建物の構造的・機能的な長寿命化の推進

老朽化した部材や設備の更新、バリアフリー化や自然エネルギーの活用等の環境負荷を低減するための設備投資、利用状況の変化に応じて他の用途へ転用するための改修を進めるなど、建物の構造的・機能的な寿命を伸ばす更新を計画的に実施していきます。また、日常の維持管理においても、対症療法的な維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、建物の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進め

ていきます。

○地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生

機能が重複した施設の統廃合等で生じる土地・建物について、住民ニーズに対応した再活用や、地域活性化に資する民間事業者や地域等への移管など、複合的な利活用を進め、地域の様々な活動の拠点施設として公共施設の再生を進めていきます。また、津波浸水区域や建物の老朽化や耐震化の状況を考慮しながら、災害に強い公共施設へと機能強化を進めていきます。

○財政負担の軽減に向けた取組の推進

公設公営の原則にこだわることなく、民間施設の借上げ等を検討し、財政負担の軽減を進めていきます。また、未利用・未活用資産の積極的な売却・貸付を通じた財源確保や、公共施設の受益者負担の適正化等も検討していきます。

第3節 点検・診断等の実施方針

(1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器等、様々な素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくことができます。

【方針】

- 委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握します。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期等をまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築します。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策等に活かします。

(2) 施設の診断

現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の4項目が、最低限必要な診断項目となります。

安全性や耐久性等の診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を蓄積することで計画的な保全に活用することができます。また、時代の流れや住民ニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、地域性等、種々の性能診断も合わせて行っていく必要があります。

【方針】

- 耐震診断、劣化診断等の診断結果があるものはそのデータを利用し、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討します。

第4節 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や、清掃等が欠かせません。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要です。

また、維持・小規模修繕については、日常管理・定期管理において発生する不具合に対する対応であるので、対処する体制の構築が重要です。

大規模改修や改築に至る前に、施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう修繕を実施します。実施に当たっては、施設の重要度や劣化度に応じて優先度をつけて計画的に修繕を行います。

【方針】

- 維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、コストを縮減します。
- 業務委託している点検業務や清掃業務等について、複数施設の包括委託契約等、効率的かつ適切な維持管理方法について検討を行います。

(2) 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、施設の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上させることが必要です。大規模改修・更新を行うに当たっては、施設の安全性、耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、適法性等、様々な診断を行い、時代の流れや住民ニーズの変化に対応していく必要があります。

また、建物の管理は建築基準法や消防法等に従い行われています。そのため、法改正が行われた場合には、既存不適格が生ずる可能性があるため、これらの法令との適合も必要となります。バリアフリー面では、障害者差別解消法に基づき、個々の施設において障がい者の利用状況を勘案し、多数の障がい者の利用が見込まれる場合や、障がい者との関係性が長期にわたる場合には、施設の改修等を含めた環境の整備を考慮する必要があります。

【方針】

- 大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化・転用の可能性について検討を行います。

- 建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

第 5 節 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、その中に配置されている資産や情報を守るためにも重要です。高い危険性が認められる公共施設については早急に利用停止、取壊し等の判断をしなくてはなりません。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えておく必要があります。

【方針】

- 定期点検の実施により建物や設備の危険箇所の早期発見につなげます。台風等の災害後には一斉点検を実施します。
- 危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施します。今後も利用見込みのない公共施設等については、廃止を含めた検討を行います。
- 施設の新設・建替を検討する際には、災害安全性等を考慮した場所への設置を検討します。

第 6 節 耐震化の実施方針

昭和 56 年に建築基準法の改正が行われ、耐震安全性に係る基準が一部変更になりました。昭和 56 年以前に建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。

【方針】

- 坂出市では平成 19 年に策定した坂出市公共施設耐震化計画に基づき公共施設等の耐震化に取り組み、平成 28 年 3 月 1 日現在の公共施設等の耐震化率は 90.55%となっており、平成 27 年度までの耐震化率の目標である 90%以上を達成しています。今後は、さらなる進捗を図っていくとともに、非構造部材に関する耐震化に取り組むこととしています。

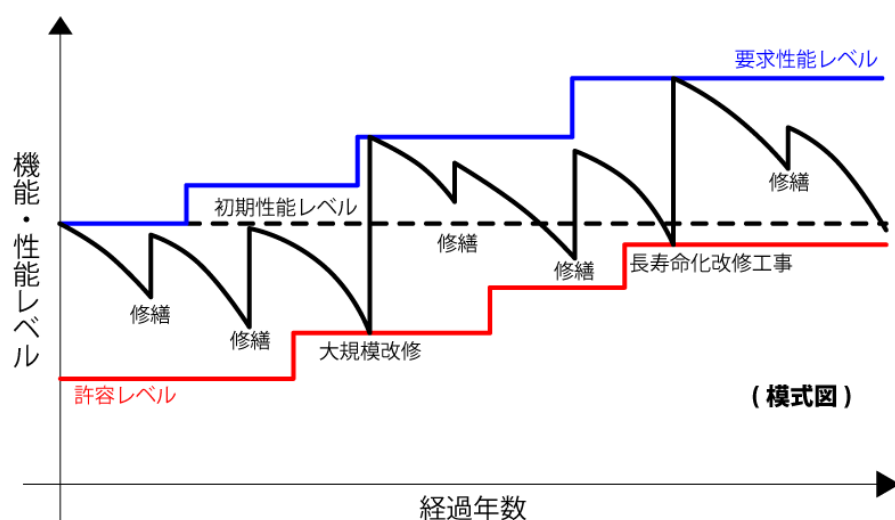
第 7 節 長寿命化の実施方針

図表 4-1 は、公共施設等のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。当初は、小規模な修繕工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能レベルあるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、点検・保守による修繕・小規模修繕工事では、徐々に性能・機能を許容できるレベルに維持できなくなります。そのような状態になると大規模改修工事が必要となります。要

求性能レベルは時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

建替の検討を行う時期に至った公共施設等においては、診断により利用可能であると判断された場合、長寿命化改修工事を行うことによる利用可能期間の延長を検討します。利用可能期間の延長により、建替コストの削減が期待できます。

図表 4-1 施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係(模式図)



【方針】

- 本市においては、今後も継続して各施設の適切な維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減を図ることとしています。

※既存の長寿命化計画について

①坂出市橋梁長寿命化修繕計画(平成23年3月)

今後、老朽化が進んだ橋りょうの増大が見込まれますが、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中の限られた予算で、橋りょうの修繕・架替に使うことの出来る費用には限りがあります。このような背景から、増大が見込まれる橋りょうの修繕・架替に充てる費用に対し、可能な限りのコスト縮減の取組が不可欠です。道路交通の安全性を確保しつつ、コスト縮減を図るため、これまでの対症療法的な対応から予防的で計画的な対応により、橋梁を長寿命化させる方針への転換を計画しています。

②坂出市公営住宅等長寿命化計画(平成 26 年 3 月)

市営住宅ストックの計画的・効率的な更新や、点検の強化及び早期の管理・修繕を図るために、活用手法及び長寿命化のための維持管理等の事業・取組について定めています。

※策定予定の長寿命化計画について

①下水道ストックマネジメント計画の策定

膨大な下水道ストックを適正に管理するためには、全ての施設を対象としてその状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築、修繕を一体的に捉えて、下水道施設を計画的、効率的に管理することが必要なことから、下水道ストックマネジメント計画を平成 29 年度から平成 32 年度において策定します。

第 8 節 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には客観的な視点による公平な判定が必要です。公共施設等の統合により、分散していた機能や人員が集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなって不便になるなどの不利益が生じる可能性があります。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、種々の施策について、住民との合意形成を図りながら検討を進めていく必要があります。

【方針】

- 施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果等の客観的な視点によって公平な施設診断を実施する方法について検討します。
- 施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民とも十分に協議しながら検討します。

第 9 節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 1 項 公共施設等総合管理計画策定のための情報収集

本市では、公共施設の適正化(継続・廃止・再編等)及び有効活用に関する事項について、各施設を所管する部署が事前に施設の分析や状況調査を行い、施設ごとに方針を決めています。

第2項 施設の状況調査

本計画で対象となる各施設について、安全性、機能性、環境性、社会性、経済性について現状把握及び検証を行います。

図表 4-2：状況調査の評価指標

項目			評価指標
①	安全性	躯体	建物の施工年，耐震レベル，躯体の劣化
		建物外被	防水施工経過年数，雨漏り，シーリングの劣化，外壁等の劣化
		防災・防犯	消防点検，火災時避難，災害・警備対策
②	機能性	空間性能	天井高，部屋の広さ，天井・壁・床の劣化
		室内環境	室内環境（空調，衛生，音，光），設備の不具合
		バリアフリー	バリアフリー対応（障害者差別解消法対応を含む）
		情報化	情報化環境（OAフロアの有無），情報防犯
③	環境性	環境負荷低減	省エネ・省資源対策，長寿命化
		環境保全性	周辺環境への配慮，エコマテリアルの活用，廃棄物の処理
④	社会性	景観性	地域・地区の良好な景観形成へ寄与
		地域性	歴史・文化・風土への配慮，地域への寄与
		適正規模	利用者，住民から見た施設の規模
		利用性	利用者数・稼働率，利用者満足度
⑤	経済性	運営コスト	類似施設比較，今後の運営費予測

第5章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

第1節 市民文化系施設

第1項 集会施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する集会施設は、24施設(延床面積 5,380.58 m²)です。図表 5-1 に施設の概要を示します。

図表 5-1：坂出市が保有する集会施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
西庄教育集会所	236.77	24	教育総務課
西庄共同作業所	199.50	32	人権課
川津新集会所	192.00	28	人権課
西庄集会所	105.00	42	人権課
南部公民館	502.00	24	生涯学習課
川津公民館	476.00	27	生涯学習課
王越公民館	465.00	30	生涯学習課
加茂公民館	434.00	32	生涯学習課
林田公民館	414.90	33	生涯学習課
松山公民館	409.24	29	生涯学習課
西庄公民館	374.98	26	生涯学習課
府中公民館	340.00	33	生涯学習課
中央公民館櫃石分館	310.00	31	生涯学習課
中央公民館福江分館	133.57	68	生涯学習課
中央公民館西浦分館	92.00	30	生涯学習課
中央公民館竹浦分館	84.00	46	生涯学習課
中央公民館本浦分館	82.00	70	生涯学習課
中央公民館与島分館	57.46	13	生涯学習課
中央公民館岩黒分館	57.09	17	生涯学習課
中央公民館小与島分館	51.00	76	生涯学習課
中央公民館沙弥分館	50.00	41	生涯学習課
中央公民館(※)	—	—	生涯学習課
金山集会所	190.49	16	総務課
東部集会所	123.58	17	総務課

(※) 中央公民館については、民間施設にテナントとして設置された施設のため、将来の

更新費用推計からは除外する

(2) 施設の現況

各集会所・公民館等については、詩吟や日舞等、地元住民を中心とした講座や、子どもを対象にした行事等で活用されています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

各集会所・公民館等については、施設の点検を含めた適切な維持管理に努めるとともに、地域の利用状況等を勘案しながら、適切な管理運営と有効活用を図ります。

災害時の緊急指定避難所になっている施設については、災害で避難してきた要援護者に対する施設の利便性の向上や、各施設に対するニーズの変化への対応が課題となっています。

金山集会所及び東部集会所については、利用に支障がないよう、適切な維持管理を行う方針です。

第2項 文化施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する文化施設は、6施設(延床面積 5,737.20 m²)です。図表 5-2 に施設の概要を示します。

図表 5-2：坂出市が保有する文化施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
市民ふれあい会館	1,633.56	18	生涯学習課
市民ホール	2,328.00	42	文化振興課
万葉会館	960.90	28	文化振興課
西庄文化センター	352.90	31	人権課
川津文化センター	279.89	36	人権課
人権啓発研修所	181.95	24	人権課

(2) 施設の現況

市民ふれあい会館については、建築後 18 年が経過しており、若干の老朽化が見受けられます。

市民ホールについては、建物本体・付属器具ともに老朽化が進行しています。老朽化に伴う修繕については、毎年度緊急性の高い箇所について実施しています。しかしながら、修繕を要する箇所が多いため、全てに対応することが難しい状況にあります。

万葉会館については、建築後 28 年が経過しており、大規模な改修はないものの、空調や舞台照明等一部の電気設備等は故障の度に部分的に交換工事を行っている状況です。修理が困難な設備もあり、今後老朽化がさらに進んでいくと、多額の修繕費用が必要になる可能性があります。

西庄文化センター及び川津文化センターについては、隣保館として設置され、地域住民の各種相談事業、地域保健・福祉事業、地域交流事業、人権啓発事業等を通し、広範囲の

住民の地域福祉と人権啓発に関する交流拠点としての機能を果たすとともに、地域の防災拠点としての役割を担っています。

人権啓発研修所については、各種団体、教員、市職員の人権学習会等の様々な会合に利用されています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

市民ふれあい会館については、利用者が多い施設であり、今後も適切な維持管理を行います。

市民ホールについては、建物本体は耐震基準を満たしているものの、客席上部の吊り天井は老朽化による落下の危険性が危惧される特定天井に該当し、加えて、その他建物本体・付属機器についても、各種点検業者からの報告や2年毎の特殊建築物調査報告により、危険性・機能不十分等を指摘されている状況にあり、改修の必要があります。今後、坂出市人工土地再生計画及び坂出市グランドデザイン等に基づいて方針を決定していくこととしています。

沙弥島に位置する万葉会館については、瀬戸内国際芸術祭での文化芸術振興施設としてアートに特化した新しい活用法が提示されており、他の類似施設とは一線を画す文化施設としての活用策を検討していきます。

西庄文化センター及び川津文化センターについては、地域福祉と人権啓発に関する交流拠点、地域防災拠点としての機能充実に資するよう、利用者の利便性の向上と安全確保に配慮し、必要性和緊急度に応じた施設の適切な維持管理を行います。

人権啓発研修所については、今後も適切な維持管理を行います。

第2節 社会教育系施設

第1項 図書館

(1) 施設の概要

坂出市が保有する図書館は、1施設(延床面積2,235.00㎡)です。図表5-3に施設の概要を示します。

図表5-3：坂出市が保有する図書館の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
大橋記念図書館	2,235.00	37	文化振興課

(2) 施設の現況

大橋記念図書館については、施設の外壁・館内設備等に経年劣化が見られますが、平成25年度に行った構造耐震診断結果報告では構造物の耐震安全性は確認されています。一方で、非構造物の耐震性において指摘された箇所もあり、市民の安全・安心な利用環境を整備するために、緊急性の高いところから優先的に修繕等の対応をしている状況にあります。今後、空調設備、エレベータ、配電用キュービクル、外壁等の大規模改修が課題となっています。

施設の利用については、平成27年の入館者数が186,105人であり、日常的に市民の利用が多い公共施設となっています。また、市民ボランティア活動も盛んで、研修等で各部屋の施設も有効に活用されている状況にあります。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

大橋記念図書館については、施設管理の一体化等、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、適切な維持管理による改修を図ります。また、赤ちゃんからお年寄りまで幅広い年齢層が利用しているという特徴から、安全確保のためにも施設の改修を図る必要があります。

大橋記念図書館は、市民が生涯にわたって訪れる坂出市の文化が集積された地域である文教ゾーンに立地しており、美術館・郷土資料館とも相互に連携して文教ゾーン全体の在り方を検討し、一体的な改修を行っていく中で、総合的な観点から、効率的かつ効果的に改善を図ることが必要です。

第2項 博物館等

(1) 施設の概要

坂出市が保有する博物館等は、3施設(延床面積2,301.85㎡)です。図表5-4に施設の概要を示します。

図表5-4：坂出市が保有する博物館等の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
市民美術館	1,067.44	31	文化振興課
塩業資料館	694.41	19	文化振興課
郷土資料館	540.00	96	文化振興課

(2) 施設の現況

市民美術館については建築後31年を経過していますが、現在は美術家や市民の理解と協力のもと、管理や運営活動を続けています。年間3万人程度の施設利用頻度であり、美術鑑賞という使用目的上、短時間使用の施設であることから、実際の老朽化進度は低いと考えられます。

塩業資料館については、平成9年に日本たばこ産業が建物を建て、内部の展示と資料も含めて本市に一括寄贈された資料館であり、年間の利用者数は1,300～1,500人です。土地は、讃岐塩業(株)(現在の日本海水(株))との間で平成9年4月1日から平成39年3月31日までの土地使用貸借契約(無償)を締結しています。

郷土資料館については、昭和54年に市内最古の学校建築として市指定文化財に指定された建物を使用している施設であり、年間の利用者数は1,500～2,000人です。建築後約100年となることから老朽化が進んでおり、耐震診断の結果、2階部分が耐震数値に満たないため、現在は2階部分を閉館し運営をしています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

市民美術館については、大規模な修繕には長期休館のリスクも伴うため、緊急性を考慮し対応することとします。

塩業資料館については、土地使用貸借契約(無償)が終了するまでに、取り扱いを検討し、方針を決定します。

郷土資料館については、現在の建物を現状で保存することを念頭に、耐震補強工事を含め方針を決定していきます。

第3節 スポーツ・レクリエーション系施設

第1項 スポーツ施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有するスポーツ施設は、6施設(延床面積 8,903.11 m²)です。図表 5-5 に施設の概要を示します。

図表 5-5：坂出市が保有するスポーツ施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
市立体育館	6,855.36	34	生涯学習課
府中湖カヌー研修センター	798.27	25	生涯学習課
中央体育館	759.00	52	生涯学習課
市民武道場	339.94	16	生涯学習課
林田運動公園	103.00	31	生涯学習課
市営テニスコート	47.54	不明	生涯学習課

(2) 施設の現況

各スポーツ施設については、建築後長期間経過し、老朽化が進行しています。現在は、不具合が生じた箇所及び利用者の安全確保を優先して修繕を繰り返し実施していますが、根本的な改善には至っておらず、今後、大規模な改修が必要と考えられます。

林田運動公園については、軟式野球及びソフトボール、その他ニュースポーツ用グラウンドとして各種大会等年間を通じて利用されています。整備後 30 年以上が経過し、外野の芝も相当傷んでおり、改善を図るには芝の養生期間等の確保が必要です。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

カヌー研修センターについては、カヌー競技の普及や競技力の向上、また、2020 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致に向け、改修及びトレーニング施設の新設等の検討が必要と考えられます。

林田運動公園については、今後も利用者の安全確保を優先に修繕を実施します。

市内におけるスポーツ施設は限られており、統合や廃止はできない状況にあります。利用者の安全確保を優先に修繕及び更新を実施する予定です。

第2項 レクリエーション・観光施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有するレクリエーション・観光施設は、7施設(延床面積 1,822.66 ㎡)です。
図表 5-6 に施設の概要を示します。

図表 5-6：坂出市が保有するレクリエーション・観光施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
香風園	519.66	16～107	都市整備課
海の家	500.00	12～41	生涯学習課
産業展示館	339.15	30	産業課
沙弥島西ノ浜の家	82.05	4	産業課
白峰パークセンター	195.80	28	にぎわい室
おもてなしまちの駅(坂出市観光協会事務所)	186.00	42	にぎわい室
観光案内所(坂出駅構内)(※)	-	-	にぎわい室

(※)観光案内所(坂出駅構内)については、民間施設にテナントとして設置された施設の

ため、将来の更新費用推計からは除外する

(2) 施設の現況

香風園については、平成 14 年に再整備され、市街地中心部の公園として広く市民に利用されています。香風園の敷地内にある翠松閣は明治時代に、時雨亭は大正時代に建築された歴史ある建物であり、平成 13 年に坂出市指定文化財(名勝)となっています。まちなかのオアシスとして、また、庭園を観光する場として市民の関心が高い施設です。

海の家については、建築後 40 年程度経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震性の観点からも、現状のままで施設を活用していくことは望ましくないと考えられます。当該施設及び施設近辺では、各種イベントに伴う利用者の増加に伴い、周辺環境の悪化が顕在化しており、今後の活用方法及び維持管理が大きな課題となっています。

産業展示館については、現状では建物自体には大規模な修繕が必要な箇所は見られません。

沙弥島西ノ浜の家については、維持管理は地元住民により行われています。

白峰パークセンターについては、平成 13 年に(財)本州四国連絡橋自然環境保全基金(平成 13 年度末解散)より無償譲渡を受けたものです。平成元年に開設され一時全面休止の期間を経て平成 23 年 4 月にリニューアルオープンしました。現在は坂出市観光協会へ運営を委託しています。年間の利用者数は 1,300 人程度にとどまっています。

おもてなしまちの駅(坂出市観光協会事務所)については、平成 27 年に人工土地に開設されました。観光案内のお旅所、お遍路さんの休憩所、ボランティアガイドの情報共有や各種会議の場所として利用されています。また、坂出ブランドの商品も販売しています。

観光案内所については、平成 9 年から JR 坂出駅構内に設けられ、観光案内やレンタサイクルのサービス提供を行っています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

香風園については、必要に応じ、適切な維持管理を行います。

海の家が位置する場所は、保存管理計画上現状変更が認められない地区に該当するため、改修等を行う際は、保存管理基準中の現状変更規制基準及び保存・活用法との十分な照合のうえ、検討していく必要があります。宿泊施設としての利用は、平成 28 年度末で終了する予定となっており、今後は、施設の転用や取壊しという選択肢も視野に入れ、施設の管理方針を決定していきます。また、代替施設として旧王越小学校を改修し、宿泊型野外活動施設の整備を進めています。

産業展示館については、緊急性を考慮し、小規模な修繕箇所への対応を適切に行います。

沙弥島西ノ浜の家については、大規模な修繕箇所は無いものの、不特定多数の人が利用するため、安全確保や緊急性を考慮した適切な維持管理を行います。

白峰パークセンターについては、観光客の休息・食事場所として利用されているため、今後も適切な維持管理や老朽化対応を行います。

おもてなしまちの駅(坂出市観光協会事務所)及び観光案内所(坂出駅構内)については、坂出市の観光拠点として機能しており、今後も適切な維持管理を行います。

第4節 産業系施設

第1項 産業系施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する産業系施設は、11施設(延床面積4,404.73㎡)です。図表5-7に施設の概要を示します。

図表5-7：坂出市が保有する産業系施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
勤労福祉センター	1,274.14	39	生涯学習課
農業振興機械保管庫	79.44	15	産業課
西浦蓄養センター	48.29	47	産業課
人工土地改良店舗	581.00	34～40	建設課
人工土地市有店舗	335.26	42	建設課
F号上屋	990.00	48	みなと課
E号上屋	640.00	48	みなと課
総社倉庫	291.60	22	みなと課
松ヶ浦上屋	165.00	31	みなと課
香川県1号上屋(※)	－	－	みなと課
香川県2号上屋(※)	－	－	みなと課

(※) 県有財産を坂出市が借りて管理を行っているため、将来の更新費用推計からは除外する

(2) 施設の現況

勤労福祉センターについては、建築後39年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

農業振興機械保管庫については、産業課の事業に必要な機械等の保管や作業スペースの確保のために利用しています。

西浦蓄養センターは建築後45年以上経過しており、鉄骨の腐食等、建物自体の老朽化が進んでいます。地元住民により施設の一部が利用されています。

人工土地改良店舗及び人工土地市有店舗については、改良店舗が16区画、市有店舗が3区画あります。平成23年に実施した耐震診断の結果、耐震性に問題があることが判明しました。

みなと課所管の上屋及び倉庫の多くについては、老朽化が進んでいる状態です。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

勤労福祉センターについては、利用者が多い施設であり、今後も適切な維持管理を行います。

農業振興機械保管庫については、建築後10年以上が経過しており、今後も適切な維持管理を行います。

西浦蓄養センターについては、施設としての利用状況や地元の意見等を考慮し、今後の維持管理について方針を検討していきます。

人工土地改良店舗及び人工土地市有店舗については、平成 28 年度に、耐震化工事の基本設計を完了する予定です。その後、地元関係者等との合意形成を図ったうえで、実施設計後、工事に着手する予定です。

みなと課所管の施設については、港湾計画や利用状況等を踏まえて施設の統合や廃止の実施方針・施設の数量を検討していく必要があります。上屋、倉庫については、技術基準対象施設であるため、技術基準に沿った維持管理に努めていきます。

第5節 学校教育系施設

第1項 学校

(1) 施設の概要

坂出市が保有する学校は、18施設(延床面積 66,916.00 m²)です。図表 5-8 に施設の概要を示します。

図表 5-8 : 坂出市が保有する学校の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
坂出小学校	8,448.00	5～50	教育総務課
東部小学校	5,328.00	5～59	教育総務課
川津小学校	4,329.00	29～45	教育総務課
林田小学校	3,944.00	19～51	教育総務課
松山小学校	3,554.00	4～50	教育総務課
金山小学校	3,494.00	28～49	教育総務課
府中小学校	3,330.00	15～47	教育総務課
加茂小学校	3,051.00	15～48	教育総務課
西庄小学校	2,464.00	35～39	教育総務課
瀬居小学校	1,624.00	25～59	教育総務課
櫃石小学校	1,311.00	29～31	教育総務課
岩黒小学校	804.00	24～32	教育総務課
坂出中学校	9,330.00	18～49	教育総務課
白峰中学校	7,659.00	28～52	教育総務課
東部中学校	5,452.00	28～51	教育総務課
瀬居中学校	1,848.00	18～40	教育総務課
櫃石中学校(休校)	736.00	32	教育総務課
岩黒中学校	210.00	32	教育総務課

(2) 施設の現況

学校施設の多くは、昭和 40 年代から 50 年代に整備されており、施設の老朽化が進んでいます。建築後 30 年以上経過している校舎は全体の 92%(全国平均は約 66%)、40 年以上は全体の 47%、50 年以上は全体の 27%を占めるまでになっており、耐用年数を超過した校舎等の改築(建替)を含め、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

構造体の耐震化は完了していますが、非構造部材(落下の恐れがある外壁材等)の耐震化・トイレ改修・プール大規模改修等に取り組んでおり、今後、多額の費用が必要となると見込まれます。これらの改修が完了すれば、校庭廻りのブロック塀フェンス・防球ネット等の更新、また、校舎の内部改修、給食場の内部改修、設備機器の更新が予定されています。さらには、屋上防水改修等を含めると今後さらに膨大な維持改修工事費が必要となります。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

平成 20 年 12 月に策定した坂出市学校再編整備計画に基づき、地元及び保護者の意見も考慮する中、学校再編整備の推進を図ります。学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす場でもあるため、法に基づく点検結果に基づいた適切な整備・維持管理を行います。

学校からの要望や危険な箇所に関する修繕等については、緊急性・重要度・損傷の程度等を総合的に判断し適切な対応を行っていきます。今後、学校再編整備計画も踏まえ、教育施設における長寿命化改修計画を平成 32 年度までに策定し、改築(建替)の検討も含め、長期的な維持管理をすることとしています。

第 2 項 その他教育施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有するその他教育施設は、1 施設(延床面積 420.00 ㎡)です。図表 5-9 に施設の概要を示します。

図表 5-9：坂出市が保有するその他教育施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
白峰学校給食共同調理場	420.00	27	教育総務課

(2) 施設の現況

白峰学校給食共同調理場については、平成 2 年に建設されてから 26 年経過しており、老朽化が進んでいます。学校給食の充実を図るとともに、法に基づく点検結果に基づいた適切な維持管理を行っています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

白峰学校給食共同調理場については、必要性や優先度に応じた維持管理を行っていきます。また、修繕の他に調理器具や設備機器の更新等が必要であり、緊急性・重要度・損傷の程度等の総合的な判断のもと、適切な維持管理を行うこととします。

第 6 節 子育て支援施設

第 1 項 幼保・こども園

(1) 施設の概要

坂出市が保有する幼保・こども園は、16 施設(延床面積 8,861.70 m²)です。図表 5-10 に施設の概要を示します。

図表 5-10：坂出市が保有する幼保・こども園の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
松山保育園	763.18	33	こども課
南部保育所	752.10	44	こども課
川津愛児園	569.84	42	こども課
江尻保育所	546.35	33	こども課
府中保育所	479.65	41	こども課
加茂保育所	466.96	37	こども課
西部保育所	266.62	16	こども課
坂出中央幼稚園	1,103.00	39～45	教育総務課
林田幼稚園	819.00	36～44	教育総務課
府中幼稚園	694.00	34～37	教育総務課
松山幼稚園	694.00	34～37	教育総務課
川津幼稚園	652.00	28～41	教育総務課
加茂幼稚園	476.00	32～39	教育総務課
瀬居幼稚園	286.00	29～35	教育総務課
王越幼稚園(休園)	226.00	19～36	教育総務課
櫃石幼稚園(休園)	67.00	31	教育総務課

(2) 施設の現況

保育所 7 箇所のうちの 6 箇所については、建築後 30～40 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。各保育所の修繕等に対し、緊急性等の観点から優先順位をつけ対応している状況にあります。保育所の耐震診断及び耐震改修は完了しています。

幼稚園の施設の多くは、昭和 50 年代から 60 年代に整備されていて、その多くの施設が老朽化している状況です。園児が一日の大半を過ごす場でもあり、法に基づく点検結果に基づいた適切な維持管理を行っています。建築後 30 年以上経過している園舎は全体の 77%、40 年以上は全体の 6%を占めるまでになっており、老朽化対策は喫緊の課題となっています。耐震改修は完了していますが、園庭廻りのブロック塀、遊具の修理等、今後数年間で多額の費用が必要と見込まれています。各幼稚園の修繕要望がありますが、必要性や優先度に応じた維持管理が行われている状況です。なお、園児の減少により、王越幼稚園及び櫃石幼稚園が休園中となっています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

保育所については、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、適切な維持管理に努めます。

幼稚園についても、緊急性・重要度・損傷の程度等の総合的な判断のもと、適切な維持管理を行うこととしています。

なお、保育所及び幼稚園については、今後の子育て行政のあり方の中での検討が必要であり、施設の量的な視点を含めて、新たな方針策定が優先すると考えます。

第2項 幼児・児童施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する幼児・児童施設は、2施設(延床面積 627.07 m²)です。図表 5-11 に施設の概要を示します。

図表 5-11：坂出市が保有する幼児・児童施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
西庄児童館	315.00	38	人権課
さかいで子育て支援センター	312.07	29	こども課

(2) 施設の現況

西庄児童館については、子どもの健全育成に資するよう、健全な遊び場としての図書室及び遊戯室、学力向上のための学習室を提供するとともに、人権教育・啓発の推進に資するよう、各種研修会に利用できる研修室を提供しています。

さかいで子育て支援センターについては、平成 27 年度において「旧坂出ハイツ」の母子寮棟の解体撤去及び管理棟の大規模改修を行い、平成 28 年 4 月に開所しました。施設の運営管理については指定管理者制度により特定非営利活動法人に委託しています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

西庄児童館については、利用者の利便性の向上と安全確保に配慮し、必要性和緊急度に応じた施設の適切な維持管理に努めていきます。

さかいで子育て支援センターについては、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、適切な維持管理に努めます。施設の軽微な修繕については施設の管理者が実施し、それ以外の修繕については、市で対応する方針です。

第7節 保健・福祉施設

第1項 高齢福祉施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する高齢福祉施設は、18施設(延床面積3,097.26㎡)です。図表5-12に施設の概要を示します。

図表5-12：坂出市が保有する高齢福祉施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
林田老人いきいの家(※)	476.00	33	ふくし課
松山老人いきいの家(※)	470.00	29	ふくし課
西庄老人いきいの家(※)	454.00	25	ふくし課
老人いきがいの家	215.30	35	ふくし課
川津老人いきいの家	188.00	64	ふくし課
西部つどいの家	180.52	14	ふくし課
川津ふれあい会館	179.69	13	ふくし課
府中老人いきいの家	171.42	15	ふくし課
櫃石老人いきいの家	140.18	31	ふくし課
福江老人いきいの家(※)	117.00	63	ふくし課
瀬居老人いきいの家	104.06	48	ふくし課
王越老人いきいの家(※)	104.00	47	ふくし課
岩黒老人いきいの家(※)	95.00	65	ふくし課
東部老人いきいの家	74.47	16	ふくし課
坂出老人いきいの家	69.30	18	ふくし課
加茂老人いきいの家	58.32	39	ふくし課
金山老人いきいの家(※)	—	—	ふくし課
西部老人いきいの家(※)	—	—	ふくし課

(※) 林田、松山、西庄、福江、王越、岩黒の各老人いきいの家は、公民館・出張所と併設されているため、

将来の更新費用推計においては除外する

(※) 金山、西部の各老人いきいの家は、民間施設に設置された施設のため、将来の更新費用推計からは除外する

(2) 施設の現況

図表5-12に示す各施設については、各地区老人クラブにて施設の管理を行い、修繕等が必要な場合は市で対応しています。ただし、施設数が多いことから、緊急性等を踏まえ、優先順位をつけながら対応している状況にあります。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

維持管理・修繕については、利用者の安全確保を優先に、緊急性等の観点から適切な維持管理に努めます。なお、出張所・公民館等との併設型の施設については、統合や廃止に関し全庁的な判断が必要となります。

第2項 障がい福祉施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する障がい福祉施設は、1施設(延床面積 338.83 ㎡)です。図表 5-13 に施設の概要を示します。

図表 5-13：坂出市が保有する障がい福祉施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
八幡園	338.83	38	ふくし課

(2) 施設の現況

八幡園(多機能型事業所)については、平成 20 年 4 月に坂出市社会福祉協議会へ管理運営を移管することに伴い、旧西部幼稚園の土地・建物(1 階部分のみ)について同協議会へ無償貸付を行っています。現在の建物は、昭和 54 年 2 月建築で、老朽化が進行しているとともに、耐震性がないとの判定を受けています。坂出市第 4 期障がい福祉計画において、生活介護及び就労継続支援の福祉サービスの需要は今後増加することが見込まれていることから、同協議会と連携して、障がい福祉の取組を推進しています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

八幡園(多機能型事業所)については、施設の老朽化等により、坂出市社会福祉協議会において建替が検討されています。建替の方針が決定した場合、現施設は市が撤去し、建替は坂出市社会福祉協議会が実施します。

第3項 保健施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する保健施設は、1施設(延床面積 187.15 ㎡)です。図表 5-14 に施設の概要を示します。

図表 5-14：坂出市が保有する保健施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
王越町保健センター	187.15	11	けんこう課

(2) 施設の現況

王越町保健センターについては、市民の健康づくりを推進するための施設として平成 17 年に設置されました。多目的ホールや料理実習室等を備えた様々なニーズに対応できる施設であり、行政・市民グループ等利用団体は年々増加しています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

王越町保健センターについては、地元住民にとって保健・医療の一体的な取組を行うための必須の施設となっています。また、防災施設として位置づけられており、安全・安心なまちづくりの拠点となっています。そのため、今後も効率的・効果的な運営と適切な維持管理を行います。

第 8 節 医療施設

第 1 項 医療施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する医療施設は、2 施設(延床面積 58.66 m²)です。図表 5-15 に施設の概要を示します。

図表 5-15：坂出市が保有する医療施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
王越診療所	33.12	11	けんこう課
与島診療所	25.54	14	けんこう課

(2) 施設の現況

王越診療所については、昭和 44 年にへき地診療所として開設され、町民の健康維持に寄与してきました。施設の老朽化に伴い、平成 17 年に王越町保健センター内へ移転しました。王越町の町民にとって唯一の診療施設であり、高齢化する町民にとっては身近な医療施設として必要不可欠であり、患者数は微増傾向にあります。

与島診療所については、昭和 34 年に国民健康保険へき地直営診療所として開設され、島民の健康維持に寄与してきました。その後、施設の老朽化に伴い、平成 20 年に隣接する中央公民館与島分館内へ改修・移転しました。瀬戸大橋等、交通の利便性向上により、与島地区以外での受診が一般化しており、患者数は減少傾向にあります。

それぞれの移転先である中央公民館与島分館及び王越町保健センターは昭和 57 年以降に新耐震基準で建設された建物であり、耐震性を有しています。与島診療所の移転先である中央公民館与島分館は指定避難所・緊急避難場所に指定されています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

王越診療所、与島診療所ともに、必要性や緊急性を考慮した修繕対応等、適切な維持管理を行います。

第9節 行政系施設

第1項 庁舎等

(1) 施設の概要

坂出市が保有する庁舎等は、13施設(延床面積 8,421.19 m²)です。図表 5-16 に施設の概要を示します。

図表 5-16 : 坂出市が保有する庁舎等の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
坂出市役所(本庁舎等)	5,104.29	17～60	総務課
坂出合同庁舎	1,062.71	26	総務課
教育会館	1,041.15	34	総務課
坂出駅市民サービスセンター	151.00	19	総務課
王越出張所	104.00	47	総務課
林田出張所	21.00	33	総務課
松山出張所	19.00	29	総務課
加茂出張所	19.00	32	総務課
与島出張所	18.24	14	総務課
川津出張所	17.00	27	総務課
府中出張所	13.00	33	総務課
生活課庁舎	705.00	37～48	生活課
生活課職員詰所	145.80	17～19	生活課

(2) 施設の現況

坂出市役所(本庁舎等)については、老朽化が進んでおり、建替えを予定しています。ただし、坂出市役所(本庁舎等)のうち東館については、今後も継続して利用します。

坂出合同庁舎については、統括管理者である税務署の方針のもとで維持管理を行っていますが、空調設備について老朽化が目立つ状況です。

分庁舎である教育会館については、適切な維持管理を行っていますが、特に空調設備の老朽化が進んでいます。

坂出駅市民サービスセンターについては、JRの敷地を借りて設置されている施設です。

各出張所については、公民館の一室を使用して設置されている施設です。

生活課庁舎については、建築後40年が経過し老朽化が進行しています。平成25年に実施した耐震診断では、建替相当の診断があり、耐震性に問題がある状態です。

生活課職員詰所については、構造がプレハブ造で既に耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいる状態です。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

現在の坂出市役所(本庁舎等)については、耐震性の問題から取り壊し、新庁舎を建設します。また、南倉庫についても取り壊し、敷地の南東隅に倉庫を新しく建設します。したがって、現庁舎の修繕を行う場合は小規模にとどめることとしています。

坂出市役所東館、坂出合同庁舎及び教育会館については、今後も継続して利用を行うため、適切な維持管理を行っていきます。

坂出駅市民サービスセンターについては、市民課において業務の見直しを検討しており、その方針に基づき、施設のあり方を検討していきます。なお、構造上の問題により雨漏りの被害が目立つため、根本的な対策を今後検討する必要があります。

各出張所については、公民館と一体的な整備がなされているため、公民館の維持管理方針と整合性を図りつつ、適切に管理を行います。

生活課庁舎及びプレハブ造の生活課職員詰所については、職員が被災した場合に災害対応に支障を来す恐れがあることから、統合して新築することも視野に入れた検討を行います。

第2項 消防施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する防災拠点としての消防施設は、12施設(延床面積 3086.73 m²)、その他消防団施設は9施設(延床面積 328.20 m²)です。図表 5-17 及び図表 5-18 に施設の概要を示します。

図表 5-17：坂出市が保有する消防施設の状況【防災拠点】

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
消防本部	1,853.66	29～35	消防本部
消防署番の州分署	350.79	38	消防本部
消防署南部分署	198.00	26	消防本部
消防署東部分遣所	143.00	34	消防本部
消防団加茂分団屯所	85.00	30	消防本部
林田分団2部消防屯所	71.80	13～33	消防本部
消防団川津分団本部屯所	71.73	14	消防本部
消防団王越分団本部屯所	71.72	2	消防本部
消防団中央分団本部屯所	71.00	6	消防本部
消防団松山分団本部屯所	71.00	11	消防本部
消防団西部分団第2部屯所(※)	51.00	41	消防本部
消防団府中分団屯所	48.03	39	消防本部

(※)平成29年2月建替竣工

図表 5-18：坂出市が保有する消防施設の状況【その他消防団施設】

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
消防団西部分団第1部1班屯所	64.00	30	消防本部
消防団中央分団第4部屯所	57.00	25	消防本部
消防団中央分団第3部屯所	56.00	34	消防本部
消防団松山分団第4部屯所	47.24	38	消防本部
消防団番の州分団第1部第2班屯所	39.60	42	消防本部
消防団番の州分団第2部第2班屯所	27.36	38	消防本部
消防団西部分団第3部1班屯所	13.00	43	消防本部
消防団与島分団第3部屯所	12.00	24	消防本部
消防団与島分団第1部器具置場	12.00	34	消防本部

(2) 施設の現況

坂出市が保有する防災拠点としての消防施設は、坂出市公共施設耐震化計画に基づき改修が終わっています。また、その他消防団建物は、昭和 60 年前後に建築した建物が大半を占め建物の老朽化が進行している状況であり、維持管理については市及び各分団で対応しています。

坂出市公共施設耐震化計画対象外の建物で、旧耐震基準建物については早急な改修等が必要であると考えられます。しかしながら、施設数が多いため、緊急性等の観点から判断し優先順位をつけながら対応している状況です。老朽化した施設の建替や改修への対応が今後の課題となっています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

市内 10 消防団の各地域に消防団本部屯所を 1 箇所建設し、防災拠点として適切な維持管理に努めます。

現存の旧耐震基準に基づくその他消防団建物は、耐震強度不足と老朽化といった問題があるため、地元住民との共働・連携による維持管理を図るとともに、修繕・改修等については建築年度が古く老朽化が進んだ施設の現状等を踏まえ、地域分団と検討したうえで実施していく方針です。将来にわたっては、人口動態や社会情勢を勘案しながら消防団管轄地域の統廃合も視野に入れた検討も必要と考えられます。

また、全国的に女性消防吏員の活躍推進が進められています。坂出市消防庁舎については、女性消防吏員の採用や増加に対応可能な、女性専用のトイレ・更衣室・浴室・仮眠室等、施設の用途変更や改修を検討しています。

第3項 その他行政系施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有するその他行政系施設は、11施設(延床面積1,335.99㎡)です。図表5-19に施設の概要を示します。

図表5-19：坂出市が保有するその他行政系施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
与島開発総合センター	585.00	34	政策課
大気汚染自動測定局舎(相模坊局)	9.00	15	共働課
大気汚染自動測定局舎(林田局)	7.00	14	共働課
港務所	222.81	18	みなと課
林田町倉庫	175.10	41	みなと課
防災資材倉庫	93.01	17	みなと課
与島港管理事務所	6.00	5	みなと課
中央埠頭保安警備員詰所	3.19	12	みなと課
林田埠頭保安警備員詰所	3.19	12	みなと課
西岸壁保安警備員詰所	1.69	2	みなと課
三建倉庫	230.00	不明	みなと課

(2) 施設の現況

与島開発総合センターについては、離島における産業及び社会教育の振興、生活改善の推進、保健・福祉の増進等の機能を果たすため、多目的な総合施設として設置されました。現在、島民の各種会合や災害時の避難場所等として利用されていますが、利用率は毎年15%前後となっています。

大気汚染自動測定局舎については、林田局及び相模坊局の2つの測定局の局舎がプレハブ施設となっています。林田局は平成14年、相模坊局は平成13年に整備された施設であり、設置後、15年程度経過しています。局舎のプレハブの耐用年数が7~10年程度とされている中で、大きな傷みもなく使用できており、できる限りの延命化を図ることが課題となっています。

港務所については、平成10年に建築されたもので比較的新しい施設ですが、空調設備に若干の老朽化が見受けられます。

林田町倉庫及び三建倉庫については、老朽化が進んでおり、今後、倉庫の統廃合等を含めた検討が課題となっています。

防災資材倉庫については、平成11年に建築されたもので、比較的新しい施設であり老朽化による損傷は見られません。

与島港管理事務所については、平成23年に現在の位置に設置されたもので老朽化による損傷はありません。

中央埠頭保安警備員詰所及び林田埠頭保安警備員詰所については、平成 16 年に設置されたもので簡易な構造のため老朽化が著しく、建替等の今後の対応の検討が課題となっています。

西岸壁保安警備員詰所については、平成 25 年度に設置されたもので老朽化による損傷はありません。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

与島開発総合センターについては、必要性に応じた修繕を行っており、今後も適切な維持管理を行っていきます。

大気汚染自動測定局舎及び測定局については各地点における測定数値を得る目的のために設置されており、現在のところ統合や廃止、施設数の削減を行わず現状維持を図る方針です。

みなと課所管の施設については、現在は必要性に応じた修繕を行っており、今後も適切な維持管理を行います。老朽化している施設に対しては建物の建替や統廃合等具体的な方針を検討していきます。

第 10 節 市営住宅

第 1 項 市営住宅

(1) 施設の概要

坂出市が保有する市営住宅は、28 施設(延床面積 45, 277. 98 ㎡)です。図表 5-20 に施設の概要を示します。

図表 5-20：坂出市が保有する市営住宅の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
西庄団地	6,660.77	31～46	建設課
京町団地	5,226.20	31～51	建設課
川津団地	3,497.29	36～38	建設課
新林田団地	3,296.79	21～28	建設課
常盤団地	3,105.90	23～61	建設課
牛の子団地	2,962.73	43～48	建設課
八十場西団地	2,555.54	38～40	建設課
西庄北団地	1,919.28	29～30	建設課
八十場南団地	1,802.78	43～50	建設課
西庄(野田)団地	1,732.56	33～38	建設課
内浜団地	1,614.10	54～58	建設課
八十場中団地	1,477.75	36～37	建設課
小山団地	1,281.25	49～52	建設課
昭和団地	1,279.52	29	建設課
北新団地	936.00	69	建設課
林田団地	847.50	59～61	建設課
宮下団地	743.40	59～62	建設課
緑町団地	735.00	31	建設課
府中団地	671.85	52～59	建設課
池園団地	659.30	59～61	建設課
西庄東団地	599.44	26	建設課
御供所北団地	416.40	58	建設課
御供所団地	376.36	31	建設課
八十場東団地	304.78	52	建設課
春日団地	275.75	52	建設課
福江団地	187.50	50	建設課
与島団地	84.24	61	建設課
横津団地	28.00	65	建設課

(2) 施設の現況

市営住宅については、約 4 割の住戸が耐用年数を経過し、設備・機能面での老朽化等が進んでいます。このため、日常的に実施する修繕も多いことから、雨漏り等、緊急性の観点を考慮し優先順位をつけ対応している状況であり、効率的な住宅の機能回復や更新が課題となっています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

平成 25 年度に、中長期的な視野で市営住宅ストックの計画的・効率的な住宅の更新や点検の強化及び早期の管理・修繕を図るため、団地別・住棟別の活用手法及び長寿命化のための維持管理の事業・取組等について定めた「坂出市公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。市営住宅は、現況入居者の住環境の確保と住宅セーフティネットとしての役割を持つことから、地元関係者等の意見や財政状況等により、活用方針等の見直しを定期的に行い、適正な管理戸数の維持・確保をめざします。

京町団地については、耐震化に合わせて、居住環境の改善と中心市街地の活性化を目的に人工土地の再生を図ります。なお、平成 28 年度に基本設計を完了する予定です。その後、地元関係者等との合意形成を図ったうえで、実施設計後、工事に着手する予定です。

第 11 節 公園

第 1 項 公園施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する公園施設は、20 施設(延床面積 260.57 m²)です。図表 5-21 に施設の概要を示します。

図表 5-21：坂出市が保有する公園施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
市民広場	66.80	15	都市整備課
聖通寺山公園	39.00	60	都市整備課
田尾坂公園	28.12	26	都市整備課
下川津緑地公園	26.52	27	都市整備課
西庄児童公園	12.21	39	都市整備課
鎌田池公園	10.20	40	都市整備課
御供所公園	10.12	43	都市整備課
西原公園	9.72	37	都市整備課
西大浜第1公園	9.59	30	都市整備課
かじや町公園	6.61	65	都市整備課
鉄砲町児童公園	6.44	59	都市整備課
西大浜第2公園	6.34	30	都市整備課
西大浜第4公園	6.34	31	都市整備課
西大浜第3公園	6.34	34	都市整備課
北原池公園	5.00	28	都市整備課
東大浜第1公園	2.71	34	都市整備課
聖通寺山公園御供所運動場	2.51	31	都市整備課
聖通寺山高架下公園	2.00	27	都市整備課
西大浜第5公園	2.00	33	都市整備課
東山児童公園	2.00	39	都市整備課

(注)ただし、延床面積は公園内に設置された建物に限る。

(2) 施設の現況

都市公園等の公園については、市街地を中心に位置しており、各公園の便所等の施設は多くの方々に利用されている状況です。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

都市公園等の公園内に設置された便所等の建物については、市職員や管理業者及び地元自治会等で点検を行い、必要に応じて修繕等を実施する等、今後も適切な維持管理を行います。

第 12 節 供給処理施設

第 1 項 供給処理施設

(1) 施設の概要

坂出市が保有する供給処理施設は、27 施設(延床面積 9,393.73 m²)です。図表 5-22 に施設の概要を示します。

図表 5-22：坂出市が保有する供給処理施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
坂出港(総社地区)排水機場	10.08	不明	みなと課
リサイクルプラザ	5,960.87	16～17	生活課
坂出環境センター	262.00	26	生活課
新開排水機場	170.00	37	産業課
大番排水機場	132.00	40	産業課
高屋排水機場	120.00	38	産業課
片山排水機場	12.00	33	産業課
西部雨水ポンプ場	1,517.67	25～27	都市整備課
川津ポンプ場	275.00	30	都市整備課
三七ポンプ場	197.80	27～57	都市整備課
青木屋ポンプ場	148.29	65	都市整備課
三七ポンプ場管理人公舎	123.00	26	都市整備課
天神ポンプ場	86.55	29～30	都市整備課
東浜ポンプ場	11.00	24	都市整備課
西部流末ポンプ場	10.00	30	都市整備課
番の州汚水中継ポンプ場	－	－	都市整備課
坂江水門	139.00	30年以上	建設課
大番水門	78.47	30年以上	建設課
与北水門	53.00	30年以上	建設課
新開水門	19.00	30年以上	建設課
与北小水門	17.00	30年以上	建設課
一文字水門	16.00	30年以上	建設課
掘切水門	15.00	30年以上	建設課
東新開水門	10.00	30年以上	建設課
外新開水門	5.00	30年以上	建設課
川津排水機場	4.00	30年以上	建設課
満尻水門	1.00	30年以上	建設課

(注)ただし、延床面積は供給処理施設内に設置された建物に限る。

(2) 施設の現況

みなと課が所管する坂出港(総社地区)排水機場については、総社地区の埋立てに伴い背後地の冠水防止のために設置されたものです。現在年 2 回、建物及び設備の定期点検を行い、必要性に応じた修繕を実施しています。

リサイクルプラザについては、平成 11 年に建築したのですが、老朽化が進行しています。また、内部の設備もほとんどの設備が耐用年数を経過している状況です。

坂出環境センターについては、平成 3 年に建築したもので、老朽化が進行しています。そのため、平成 25 年度に延命化計画を策定し、現在、機器更新工事を順次実施しているところです。

産業課が所管する 4 箇所の排水機場については、昭和 49 年から昭和 59 年にかけて県営事業にて設置され、平成 3 年に香川県より譲与を受けたものです。適切な維持管理に努めており、緊急性に応じて修繕を行っています。

都市整備課が所管する公共下水道(下水道事業特別会計分)のポンプ場として、西部雨水ポンプ場及び番の州汚水中継ポンプ場が設置されています。西部雨水ポンプ場は平成 4 年度、番の州汚水中継ポンプ場については昭和 63 年にそれぞれ供用開始されたポンプ場です。公共下水道以外(一般会計分)のポンプ場・水門については、市街地の浸水対策として、11 箇所のポンプ場と併設の水門 9 箇所が設置されています。ポンプ内部の定期的なオイル交換、除塵機及び沈砂掻揚機における経年劣化による各消耗部品の交換整備等、施設設備の適切な維持管理を行っています。

建設課が所管する水門、ポンプ場の多くが建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況です。施設数が多いため、緊急性等の観点から優先順位を判断し修繕等の対応を行っています。ポンプ小屋等の建物に関しても老朽化が進んでおり、応急的に修繕を行っています。台風や豪雨が予測されるときには作動状況の確認を実施しています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

みなと課が所管する坂出港(総社地区)排水機場については、今後も適切な維持管理を実施してまいります。

リサイクルプラザおよび坂出環境センターについては、ともに坂出市のごみ処理サイクルの基幹施設となっています。施設・設備が使用できなくなれば、ごみ処理の停滞や、近隣環境へ影響が及ぶことが想定されることから、必要に応じて適切な修繕等の対応を行います。

坂出環境センターについては、近年のゲリラ豪雨に対応するため、設備の増強や埋立地の延命化に係る第 2 期工事の検討を行います。

産業課が所管する排水機場については、建築後約 40 年が経過し、建物・機械設備等の老朽化が進んでおり、今後大規模な再整備が必要となる可能性があります。また、周辺の宅地化等による状況の変化に対応するため、ポンプの増設等によるさらなる排水能力の向上が必要です。

都市整備課が所管するポンプ場については、機械、電気等の設備のうち、古いものは昭和 30 年代から昭和 40 年代に製作設置されたものがあり、水門の改修も合わせ、防災対策の中で緊急性の高いものから優先順位を立て、計画的な改築及び更新を行う必要があります。公共下水道事業全体の維持管理・修繕・更新計画として、管渠も含めた下水道ストックマネジメント計画を策定し、優先順位に基づいた改築整備を順次行う予定としています。

なお、大規模な改修整備については、「ポンプ及び水門等に関する施設改修工事5箇年計画」に基づき計画的に行っています。

建設課所管の水門、ポンプ場は豪雨や台風の際に内水の排除のための重要な役割を担っていることから、各水門、ポンプ場ごとに地元住民との共働による維持管理を図ります。ポンプ小屋等の建物に関しても、今後建替等も含め検討をしていく必要があります。地震津波対策による対応が迫られており、現水門の補強や水門の新規設置等、早急な検討が必要となっています。

第 13 節 その他

第 1 項 その他

(1) 施設の概要

坂出市が保有するその他の施設は、29 施設(延床面積 14,666.55 m²)です。図表 5-23 に施設の概要を示します。

図表 5-23：坂出市が保有するその他の施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
旧与島小・中学校	1,802.00	27～36	教育総務課
旧金山幼稚園	574.00	40	教育総務課
神谷神社休憩施設	42.32	9	文化振興課
櫃石公衆便所	16.00	28	産業課
西行法師の道公衆便所	9.88	13	にぎわい室
白峰西寺園地	8.33	52	にぎわい室
田尾火葬場	424.69	64	生活課
葬祭場職員住宅	92.00	31	生活課
西運河船客待合所	203.13	31	みなと課
中央埠頭待合所	19.44	41	みなと課
西運河公衆便所	9.14	不明	みなと課
林田公衆便所	21.00	不明	みなと課
旧坂出港務所	706.62	82	総務課
旧沙弥小・中学校	391.67	38	総務課
旧藤田医院	365.27	58	総務課
旧東部有線事務所	195.00	42	総務課
旧王越出張所	165.80	40	総務課
旧西部幼稚園	132.34	23～46	総務課
旧王越小学校	1,523.16	28～47	総務課, 生涯学習課
旧西庄幼稚園	430.00	36～43	総務課, 教育総務課
坂出駅北口地下駐車場	5,244.00	16	都市整備課
坂出駅西自転車駐車場	1,429.23	19	都市整備課
坂出駅東自転車等駐車場	856.38	19	都市整備課
讃岐府中駅自転車等駐車場	5.15	19	都市整備課
八十場駅自転車等駐車場	－	－	都市整備課
鴨川駅自転車等駐車場	－	－	都市整備課
入船町駐車場	－	－	都市整備課
坂出駅南口駐車場	－	－	都市整備課
坂出駅南自転車等駐車場	－	－	都市整備課

(注)ただし、延床面積はその他の施設内に設置された建物に限る

(2) 施設の現況

神谷神社休憩施設については、県内唯一の国宝神社建築である神谷神社の見学に訪れる人々の便宜を図り、文化と観光の振興を図るため、平成 19 年に設置されました。

櫃石公衆便所については、バス停留所の前にあり、島外からの釣り人等が利用する施設で、維持管理については地元自治会に清掃委託等を行っています。

西行法師の道公衆便所については、西行法師の道整備促進協議会より寄付を受けたものです。

白峰西寺園地に設置された公衆便所については、白峯寺前に香川県が新しく公衆便所を整備しており、利用者が少ない状況です。

田尾火葬場については、昭和 28 年に建築され老朽化が進行しています。市内唯一の火葬場として平成 18 年には身体障がい者用トイレの設置や待合室の改修、平成 23 年度からはバーナー・火葬炉の更新等を行っています。

葬祭場職員住宅については、2 棟のうち 1 棟を職員住宅でなく職員の更衣室や待機スペースとして現在利用しています。残りの 1 棟は、住民に賃貸している状況です。

みなと課所管の施設については、全てにおいて老朽化が進んでいる状態です。西運河船客待合所は、現在シルバー人材センターが一部を事務所として使用しています。待合所部分については、利用者数は少ないものの観光船の待合所として使用されています。

中央埠頭待合所については、利用者数は少ないものの通船の待合所として現在使用されています。

総務課所管の普通財産の施設については、利用者からの要望や安全性の観点から、必要性に応じた維持管理を行っていますが、建設当時の利用目的が時代とともに変遷したことにより管理方針が定まっておらず、耐震性等の安全に関する部分に問題があるものが存在する状況です。

坂出駅北口地下駐車場については、商業・業務施設等が集積している駅周辺の都市機能強化を図るとともに、効率的な駐車対策や中心市街地の活性化等を目的に建設し、平成 13 年に業務を開始しました。現在では、年間約 7 万台の利用があります。常駐する管理業者が日常的な点検を行っており、維持管理や修繕、更新については、管理業者からの点検報告に基づき、必要性のあるものについて対応を行っています。

坂出駅西自転車駐車場、坂出駅東自転車等駐車場については、多数の駅利用者に利用されており、常時満車に近い状態が続いています。

(3) 今後の維持管理に対する基本方針

神谷神社休憩施設については、今後も神谷神社に清掃・維持管理業務を委託し、適切に管理していくこととしています。

櫃石公衆便所については、今後も地元自治会に清掃・維持管理業務を委託し、適切に管理していきます。

西行法師の道公衆便所については、寄付採納を受けたものであることから、今後も適切な維持管理を行うこととしています。

白峰西寺園地に設置された公衆便所については、必要に応じて清掃、修繕等を実施するなど、適切な維持管理を行います。

みなと課所管の施設については、港湾計画や利用状況等を踏まえて施設の統合や廃止の実施方針・施設の数量を検討していきます。

田尾火葬場については、定期点検整備工事を毎年行いつつ、炉の全体の積替工事も実施して適切な維持管理を行います。また、移転や新築に関しても今後検討を行います。

葬祭場職員住宅については、利活用の検討を進めていきます。また、住民へ賃貸を行っている１棟については、継続して適切な維持管理を行っていきます。

総務課所管の普通財産の施設について、利用目的のないものについては、建物の撤去や、土地の処分(売却)を検討することが必要と考えられます。利用目的のあるものについては、現状の利用者に配慮しながら必要な維持管理を行い、設置目的の明確化と維持管理の必要性を明らかにすることで、計画的な維持管理を行います。

坂出駅北口地下駐車場については、利用者の利便性や安全性確保の観点から、今後も適切な施設の維持管理を行います。

坂出駅西自転車駐車場、坂出駅東自転車等駐車場については、適切な維持管理を行い、施設の維持を図っていきます。

第 6 章 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

第 1 節 市道

(1) 施設の概要

図表 6-1 は、本市が保有するインフラ系公共施設(市道)の延長及び面積をまとめたものです。

図表 6-1：市道の状況

区分	延長[m]	面積[m ²]
車道	380,363	1,589,507
歩道	76,191	178,526

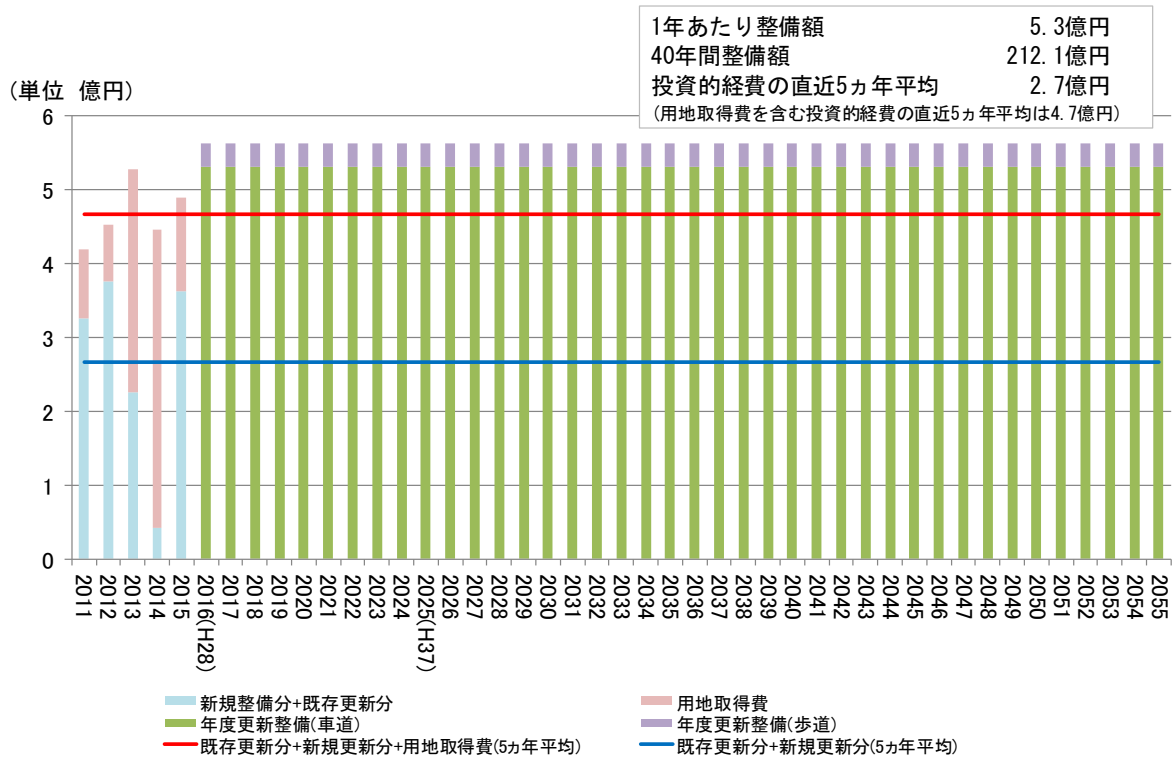
(2) 将来の更新費用の推計

図表 6-2 は、市道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する市道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 212 億 1 千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年約 5 億 3 千万円かかる試算です。

また、図表 6-3 は、市道の直近 5 カ年の投資的経費を示しています。1 カ年当たりの平均は約 4 億 7 千万円であることから、約 6 千万円不足する試算です。(現状の市道に係る 1 カ年当たりの平均投資的経費の約 1.13 倍)

なお、直近 5 カ年の投資的経費の平均である約 4 億 7 千万円には、既存の市道を維持補修するための費用の他に、市道を新設するための費用や用地取得費が含まれています。そのため、今後現状規模のまま更新を行うことに加えて市道の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-2：市道の更新費用予測



(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1)

図表 6-3：市道の直近5ヵ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	用地取得分	合計
H23 年度 (2011 年)	325,692	94,011	419,703
H24 年度 (2012 年)	376,655	75,127	451,782
H25 年度 (2013 年)	225,166	302,115	527,281
H26 年度 (2014 年)	42,725	402,572	445,297
H27 年度 (2015 年)	361,838	126,759	488,597
平均	266,415	200,117	466,532

(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改修・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

市道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。道路構造令及び市条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な市道整備を行います。

第2節 橋りょう

(1) 施設の概要

図表 6-4 は、本市が保有するインフラ系公共施設(橋りょう)の面積をまとめたものです。

図表 6-4 : 橋りょうの状況

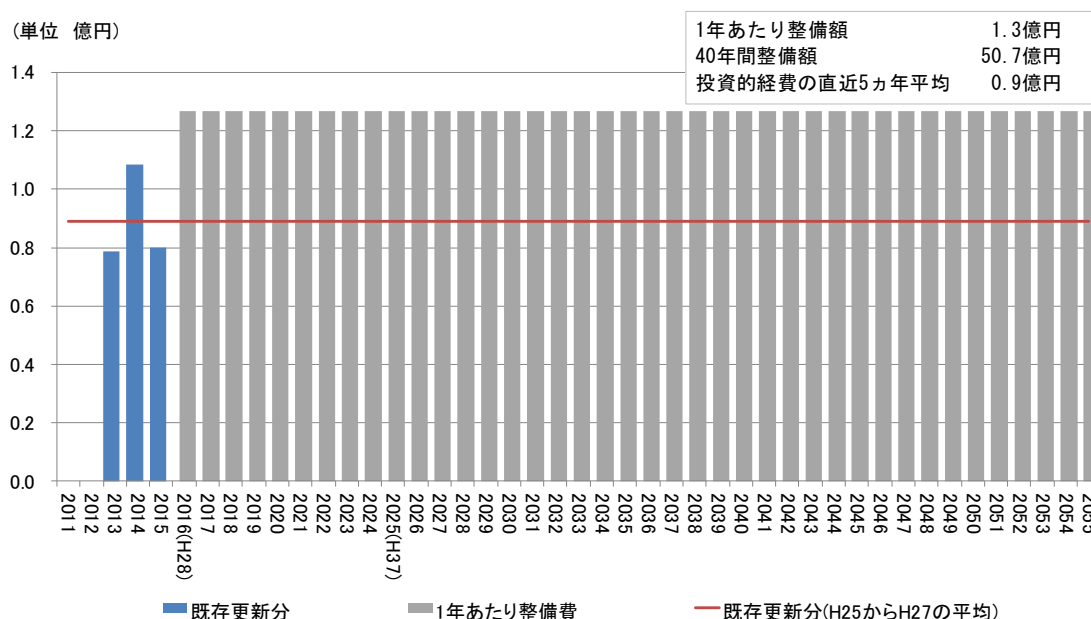
区分	延長[m]	面積[m ²]
橋りょう	2,632	17,879

(2) 将来の更新費用の推計

図表 6-5 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する橋りょうについて、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 50 億 7 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 1 億 3 千万円かかる試算です。図表 6-6 は、橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費を示しています。平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年における 1 カ年当たりの平均は約 9 千万円であることから、約 4 千万円不足する試算です。(現状の橋りょうに係る 1 カ年当たりの投資的経費の約 1.4 倍)

なお、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年における投資的経費の年平均である約 9 千万円には、既存の橋りょうを維持補修するための費用の他に、橋りょうを新設するための費用が含まれています。今後、現状規模のまま更新を行うことに加えて橋りょうの新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-5 : 橋りょうの更新費用予測



(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2. 1)

図表 6-6：橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	用地取得分	合計
H23 年度(2011 年)	0	0	0
H24 年度(2012 年)	0	0	0
H25 年度(2013 年)	78,852	0	78,852
H26 年度(2014 年)	108,587	0	108,587
H27 年度(2015 年)	79,963	0	79,963
平均	89,134	0	89,134

(注)ただし、平均は平成 25 年度から平成 27 年度の 3 カ年に関する値である

(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組めます。

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。本市では平成23年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、橋りょうの長寿命化及びコスト縮減を図ることとしています。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

橋りょうの状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

市が管理する橋りょうの中で、架設後 30 年以上経過した橋りょうは、全体の 85%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予測されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕及び架替に要するコストを縮減します。

第3節 港湾

(1) 施設の概要

図表 6-7 は、本市が保有する港湾の施設についてまとめたものです。

図表 6-7：港湾施設(施設数)

施設種類	坂出港	木沢港	与島港	小計(施設別)
泊地/船だまり	11	2	6	19
防波堤	6	1	10	17
防砂堤	3	2	0	5
導流堤	3	2	0	5
護岸	78	5	29	112
突堤	1	0	1	2
岸壁	12	0	2	14
係船くい	1	0	0	1
浮棧橋	3	0	2	5
物揚場	15	0	7	22
船揚場	3	0	0	3
道路	15	0	2	17
橋りょう	2	0	0	2
野積場	25	0	2	27
船舶給水施設	13	0	2	15
緑地	3	0	1	4
その他の施設	3	0	1	4
小計(港湾別)	197	12	65	274

(注)施設数は、海岸保全施設を含んでいます。

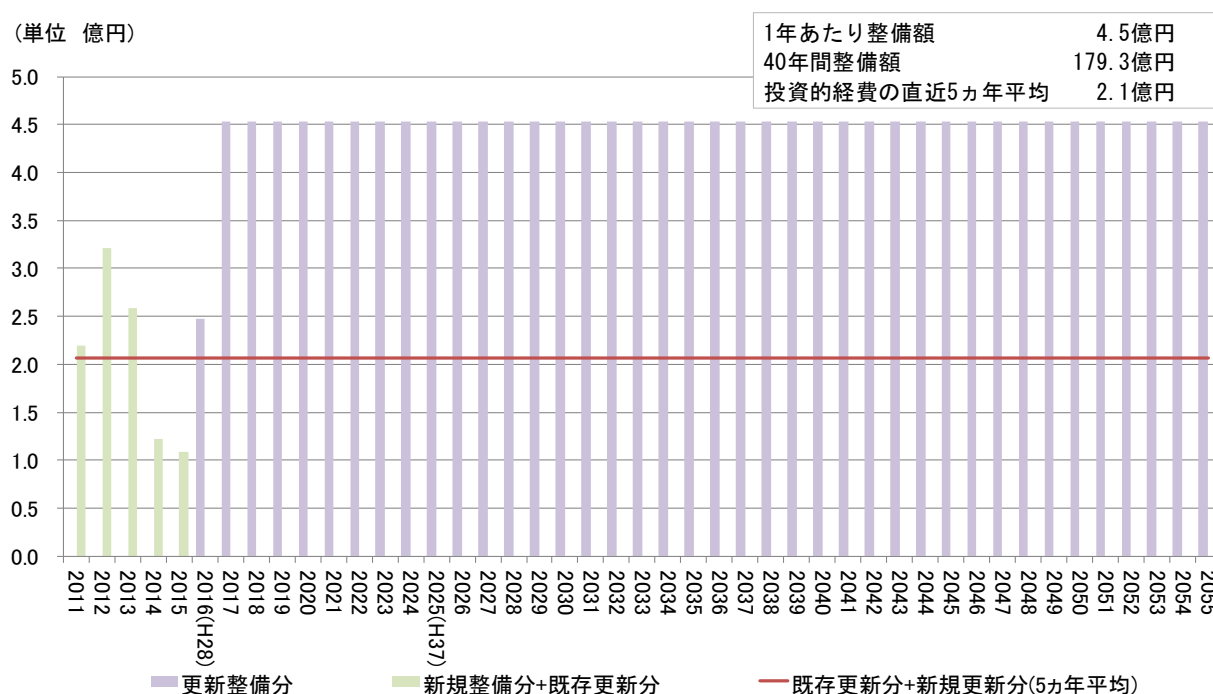
(2) 将来の更新費用の推計

図表 6-8 は、港湾施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する港湾施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 179 億 3 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 4 億 5 千万円かかる試算です。図表 6-9 は、港湾施設の直近 5 ヶ年の投資的経費を示しています。1 ヶ年当たりの平均は約 2 億 1 千万円であることから、約 2 億 4 千万円不足する試算です。(現状の港湾施設に係る 1 ヶ年当たりの投資的経費の約 2.1 倍)

なお、投資的経費の年平均である約 2 億 1 千万円には、既存の港湾施設を維持補修するための費用の他に、港湾施設を新設するための費用が含まれています。今後、現状規模の

まま更新を行うことに加えて港湾施設の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-8：港湾施設の更新費用予測



(資料：坂出市推計)

図表 6-9：港湾施設の直近 5 ヲ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	合計
H23 年度 (2011 年)	219,498	219,498
H24 年度 (2012 年)	321,369	321,369
H25 年度 (2013 年)	258,831	258,831
H26 年度 (2014 年)	121,969	121,969
H27 年度 (2015 年)	108,874	108,874
平均	206,018	206,018

(3) 維持管理の基本方針

坂出市内には坂出港、木沢港、与島港の3箇所の港湾があります。港湾施設の多くは昭和40年代～昭和50年代に建設されたものであり、老朽化対策が必要な施設も存在します。

現在の管理方針として、平成23年度から各港湾の施設について維持管理計画の策定を開始し、現在も計画的に策定を進めています。また、台風等による護岸の越波や背後地の浸

水等，災害による被害を防止するための高潮対策事業や，近年の船舶の大型化に伴う岸壁の増深事業も計画的に実施しています。地震津波対策事業についても，香川県が平成 27 年 3 月に策定した香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に沿って，今後事業を進めていく予定です。今後とも施設利用状況等を考慮し，施設機能の改良や集約化等の対策を計画的に行っていく必要があります。維持管理計画策定状況は，対象となっている技術基準対象施設のうち現時点で 65 施設において策定が行われています。

今後は，港湾施設の点検診断ガイドラインおよび港湾施設の維持管理計画策定ガイドラインに沿って，事後保全型から予防保全型への維持管理の転換とともに，施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。維持管理計画未策定の施設に対しては点検調査（初回点検）のうえ，維持管理計画の策定を行っていく予定です。なお，維持管理計画策定のための初回点検の結果，老朽化対策が必要な施設は 20 施設程度存在しています。これらの施設への対策については，今後検討を行います。

第4節 漁港

(1) 施設の概要

図表 6-10 は、本市が保有する漁港の施設についてまとめたものです。

図表 6-10：漁港施設(施設数)

施設種類	乃生漁港	御供所漁港	西浦漁港	東浦漁港	岩黒漁港	樫石漁港	小計(施設別)
防波堤	3	2	3	8	4	4	24
防砂堤	2	0	0	0	0	0	2
水門	0	0	0	0	0	2	2
護岸	8	6	3	10	3	8	38
突堤	0	0	1	0	0	1	2
岸壁	0	0	0	0	0	1	1
物揚場	5	3	5	5	3	2	23
栈橋	1	0	0	1	0	1	3
船揚場	2	2	2	2	0	1	9
その他係留施設	0	0	1	0	0	0	1
航路及び泊地	1	1	1	3	1	3	10
道路	0	1	0	2	3	11	17
漁港施設用地	0	0	0	7	10	25	42
処理、保蔵及び加工施設	1	0	0	0	0	0	1
小計(漁港別)	23	15	16	38	24	59	175

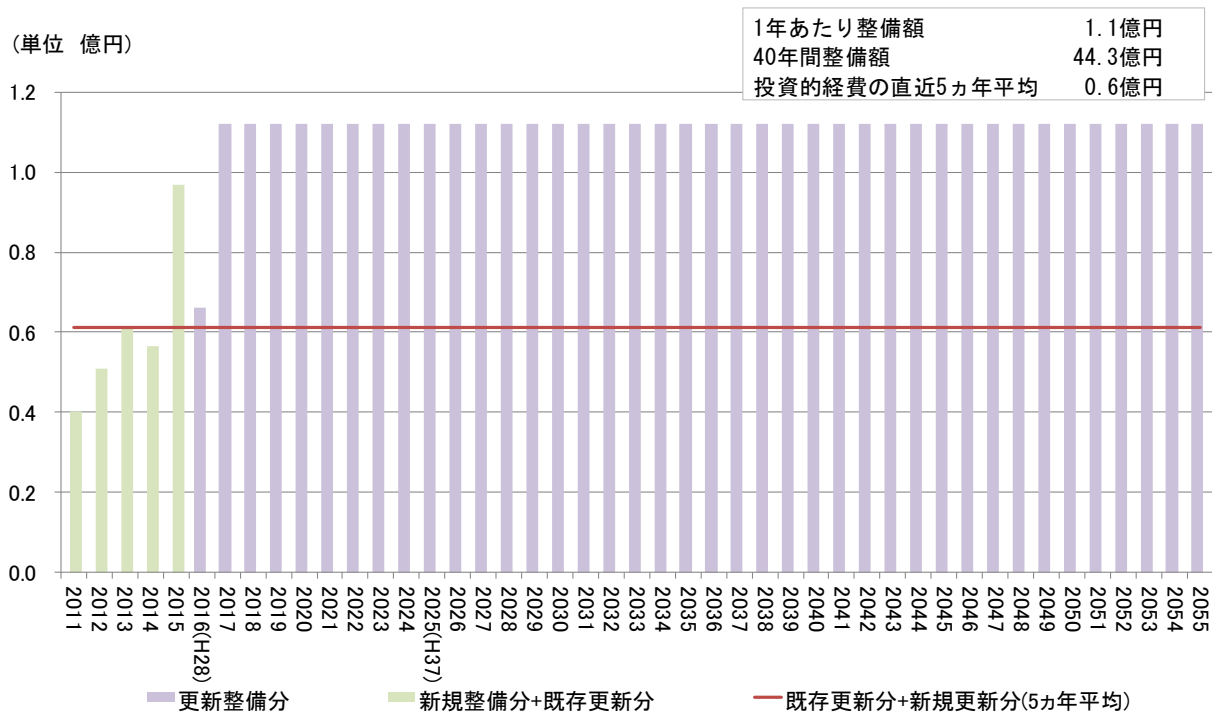
(注)施設数は、海岸保全施設を含んでいます。

(2) 将来の更新費用の推計

図表 6-11 は、漁港施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する漁港施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 44 億 3 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年 1 億 1 千万円かかる試算です。図表 6-12 は、漁港施設の直近 5 ヶ年の投資的経費を示しています。1 ヶ年当たりの平均は約 6 千万円であることから、約 5 千万円不足する試算です。(現状の漁港施設に係る 1 ヶ年当たりの投資的経費の約 1.8 倍)

なお、投資的経費の年平均である約 6 千万円には、既存の漁港施設を維持補修するための費用の他に、漁港施設を新設するための費用が含まれています。今後、現状規模のまま更新を行うことに加えて漁港施設の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-11：漁港施設の更新費用予測



(資料：坂出市推計)

図表 6-12：漁港施設の直近 5 ヲ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	合計
H23 年度(2011 年)	40,111	40,111
H24 年度(2012 年)	50,912	50,912
H25 年度(2013 年)	60,988	60,988
H26 年度(2014 年)	56,541	56,541
H27 年度(2015 年)	96,985	96,985
平均	61,107	61,107

(3) 維持管理の基本方針

坂出市内には乃生漁港，御供所漁港，西浦漁港，東浦漁港，岩黒漁港，櫃石漁港の 6 箇所の漁港があります。漁港施設の多くは昭和 40 年代～50 年代頃に整備されたものであり，老朽化対策が必要な施設も存在します。

現在の管理方針として，平成 23 年度から各漁港の施設について機能保全計画の策定を開始し，現在も計画的に策定を進めています。また，台風等による護岸の越波や背後地の浸水等，災害による被害を防止するため，高潮対策事業も計画的に実施しています。地震津

波対策事業についても、香川県が平成 27 年 3 月に策定した香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に沿って、今後事業を進めていく予定です。今後とも施設利用状況等を考慮し、施設機能の改良や集約化等の対策を計画的に行っていく必要があります。機能保全計画策定状況は、現時点で対象となっている施設のうち 70 施設において策定が行われています。

今後は、水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドラインに沿って、事後保全型から予防保全型への機能保全の転換とともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。機能保全計画未策定の施設に対しては点検調査(初回点検)のうえ、機能保全計画の策定を行っていく予定です。なお、機能保全計画策定のための初回点検の結果、老朽化対策が必要な施設への対策については、今後検討を行います。

第5節 下水道施設

(1) 施設の概要

下水道施設は、市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置します。図表 6-13 は、坂出市の下水道施設の管径ごとの延長を示しています。過去整備を行った施設については今後も老朽化が進行し、維持や更新のための財政支出が増大すると予測されます。

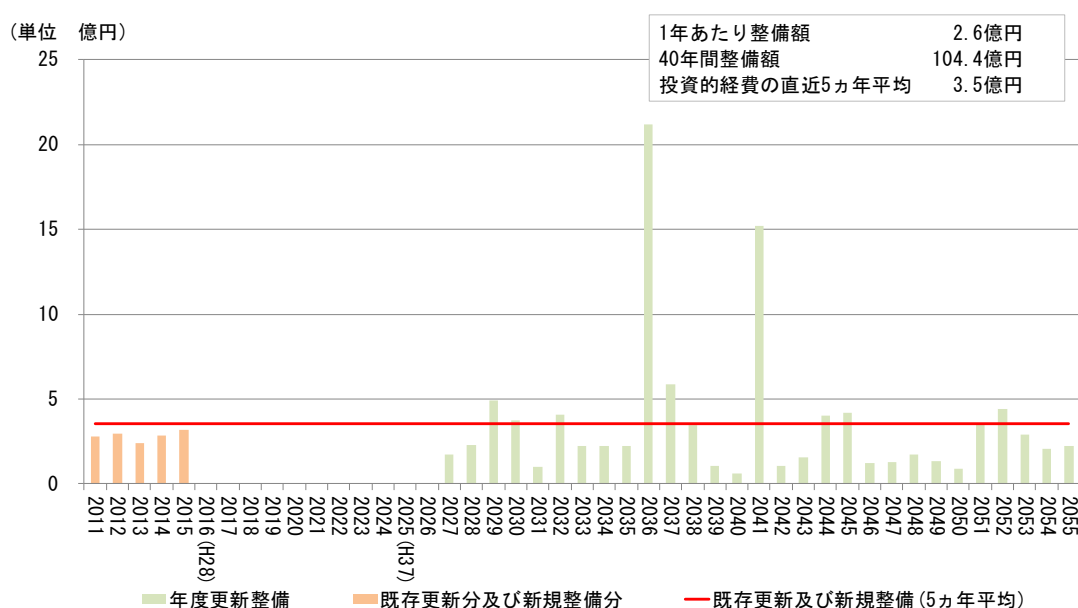
図表 6-13：管径別延長

管径別[m]					
250mm 未満	251～500mm	501～1000mm	1001mm～2000mm	2001mm 以上	計
77,594	5,565	6,924	3,847	1,113	95,043

(2) 将来の更新費用の推計

図表 6-14 は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する下水道施設について、下水道の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 104 億 4 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 2 億 6 千万円かかる試算です。また図表 6-15 は、下水道施設の直近 5 カ年の投資的経費を示しています。新規整備に充てられた金額の 1 カ年当たりの平均は約 3 億 5 千万円ですが、今後新規整備と合わせて維持管理を行ううえで負担の増加が予測されます。

図表 6-14：下水道施設の更新費用予測



(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1)

図表 6-15：下水道施設の直近 5 カ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
H23 年度(2011 年)	0	490,342	0	490,342
H24 年度(2012 年)	0	454,158	0	454,158
H25 年度(2013 年)	0	243,000	0	243,000
H26 年度(2014 年)	0	284,300	0	284,300
H27 年度(2015 年)	0	296,959	0	296,959
平均	0	353,752	0	353,752

(3) 維持管理の基本方針

公共下水道の管渠は昭和 53 年より敷設が進められ、約 38 年が経過しています。国土交通省の耐用年数表によると、管渠の基準は 50 年となっており、多くの管渠が近く更新の時期を迎えることになることから、今後の基本方針は、公共下水道事業全体の維持管理の指針として、管渠も含めた下水道ストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理を図っていきます。

第7章 企業会計系公共施設の管理に関する基本的な方針

第1節 上水道施設

(1) 施設の概要

上水道施設は、本市の生活用水その他の浄水として、市民その他の需要者に供給するための施設です。図表 7-1 は、本市の所有する上水道事業に係る管径別管路延長をまとめた表です。

図表 7-1：管径別延長一覧表(上水道事業)

区分	管径	管路延長[m]
導水管	300～500 mm未満	4,940
	計	4,940
送水管	300 mm未満	10,628
	300 mm～500 mm未満	180
	500 mm～1000 mm未満	89
	計	10,897
配水管	50 mm以下	79,311
	50 mm～75 mm以下	124,528
	75 mm～100 mm以下	107,585
	100 mm～125 mm以下	0
	125 mm～150 mm以下	62,311
	150 mm～200 mm以下	39,425
	200 mm～250 mm以下	10,832
	250 mm～300 mm以下	9,078
	300 mm～350 mm以下	4,146
	350 mm～400 mm以下	10,863
	400 mm～450 mm以下	0
	450 mm～500 mm以下	3,576
	500 mm～550 mm以下	0
	550 mm～600 mm以下	3,548
	600 mm～700 mm以下	1,777
	700 mm～800 mm以下	892
	800 mm～900 mm以下	0
	900 mm～1000 mm以下	22
	計	457,894

坂出市が保有する主要な上水道施設(庁舎・ポンプ場・浄水場・配水場)は、12 施設(延床面積 4,082 m²)です。図表 7-2 に施設の概要を示します。

図表 7-2：坂出市が保有する主要な上水道施設(庁舎・ポンプ場・浄水場・配水場)の状況

施設名	用途	構造	延床面積[m ²]	築年数[年]	備考
水道局庁舎	庁舎	SRC(※)	1,931.00	30	
水道局庁舎	倉庫	S(※)	232.00	31	
府中ポンプ場	管理室	RC(※)	24.00	52	H29撤去予定
府中ポンプ場	ポンプ室	RC(※)	128.00	55	
府中ポンプ場	電気室	RC(※)	92.00	46	H28撤去予定
川津浄水場	管理室	RC(※)	60.00	48	
川津浄水場	ポンプ室	RC(※)	108.00	61	
川津浄水場	ポンプ室	RC(※)	52.00	48	
鴨川浄水場	管理本館	RC(※)	675.00	45	H20耐震補強
鴨川浄水場	機械室	S(※)	480.00	43	
鴨川浄水場	ポンプ室	RC(※)	100.00	48	
御供所配水場	ポンプ室	RC(※)	200.00	47	休止

(注)川津浄水場施設は浄水機能を休止し配水場としての機能のみ。御供所配水場は現在休止施設である。

(※)SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造, RC…鉄筋コンクリート造, S…鉄骨造

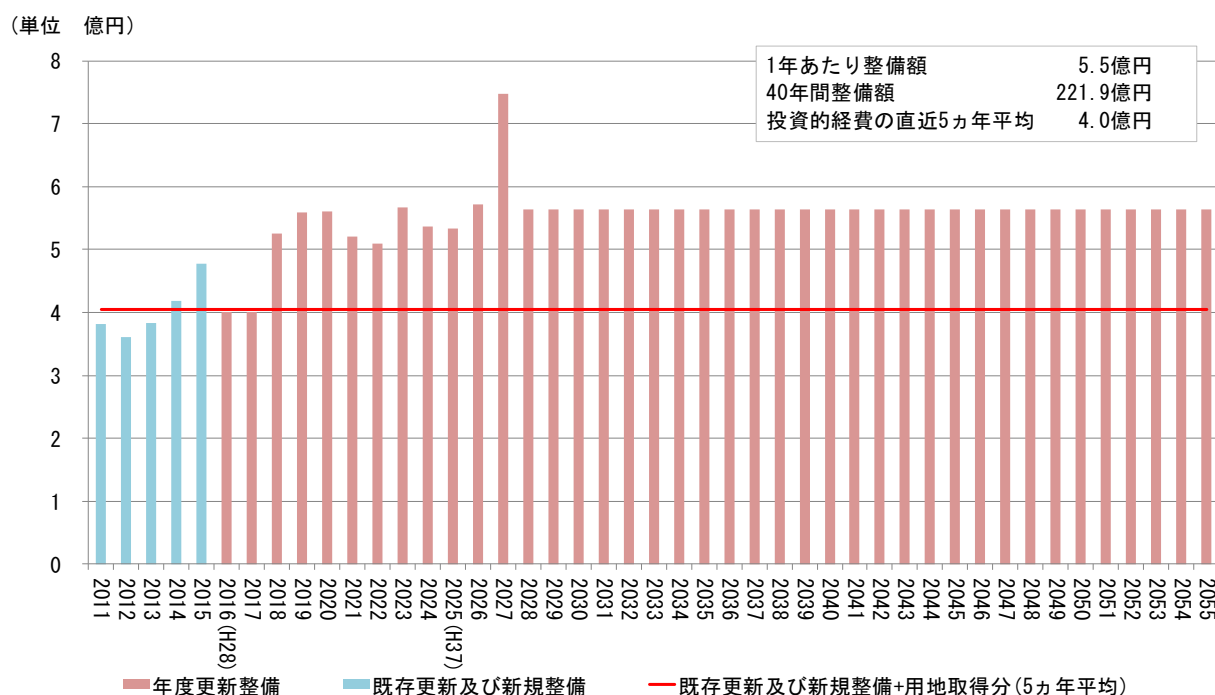
(2) 将来の更新費用の推計

図表 7-3 は、香川県内水道事業体で組織される「香川県広域水道事業体設立準備協議会」において示された「上水道施設更新基準」に基づき策定した「坂出市更新事業計画」から、将来の更新費用を推計したものです。

この計画においては、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間の更新事業費 56 億 3 千万円を要するものとしており、年間約 5 億 6 千万円かかる試算です。なお平成 40 年度以降も同様に更新時期を迎える施設が存在することから、将来的にも継続してほぼ同額の事業費を要するものと考えています。

これに対し図表 7-4 は、上水道施設の直近 5 ヶ年の投資的経費を示しており、1 ヶ年当たりの投資的経費の平均は約 4 億円であることから、将来にわたり、現状に対し約 1.4 倍の更新費用が必要と考えられます。

図表 7-3：上水道施設の更新費用予測



(資料：坂出市更新事業計画)

図表 7-4：上水道施設の直近5ヵ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
H23 年度(2011 年)	376,794	5,077	0	381,871
H24 年度(2012 年)	353,989	6,668	0	360,657
H25 年度(2013 年)	358,935	22,589	1,896	383,420
H26 年度(2014 年)	396,454	21,859	0	418,313
H27 年度(2015 年)	369,678	107,158	0	476,836
平均	371,170	32,670	379	404,219

(3) 維持管理の基本方針

普及率の向上に伴う給水量の増加に対応するため、昭和10年創設より昭和30～50年代前半まで3次にわたる拡張事業を展開しました。概ね市内全域に水道施設が整備され給水普及率も99.8%となっており、現在は維持管理の時代を迎えています。

現在の管理方針として、水道事業の創設時に布設し80年以上経過した老朽鋳鉄管の更新及び水道施設の耐震改修を重点事業として取り組んでいます。配水管・給水管については市内を4ブロックに分割し毎年計画的に漏水調査を実施しています。平成26年度より市内東西を横断する老朽配水管に監視機器を設置し、配水流量を常時監視することにより漏水

の早期発見に努めています。また市民からの漏水通報・漏水事故等に対応するため、職員及び水道業者による緊急時体制を確立しています。配水管については市内全域に約 458km 存在し、年間約 3～4km の老朽管を耐震管に更新しています。

現在、取組を進めている老朽配水管の更新とともに、今後は昭和 36～40 年代の導水管・配水本管(口径 400 mm)の基幹管路の耐震化に向け事業展開する予定です。

なお、現在、香川県内の各市町水道事業体を統一事業体とすることを目的とした「広域水道企業団」の設立に向け取り組んでいるところです。水道施設の維持管理は平成 30 年度に当該企業団組織によって運営される予定です。ただし、具体的な運用等については現在検討中であり、市民への安定給水に支障をきたさないよう、市の特殊性に応じた水道施設の維持管理を行えるよう取り組む方針です。

第2節 病院施設

(1) 施設の概要

図表 7-5 は、本市が保有する病院施設の施設名称、延床面積及び築年数をまとめたものです。

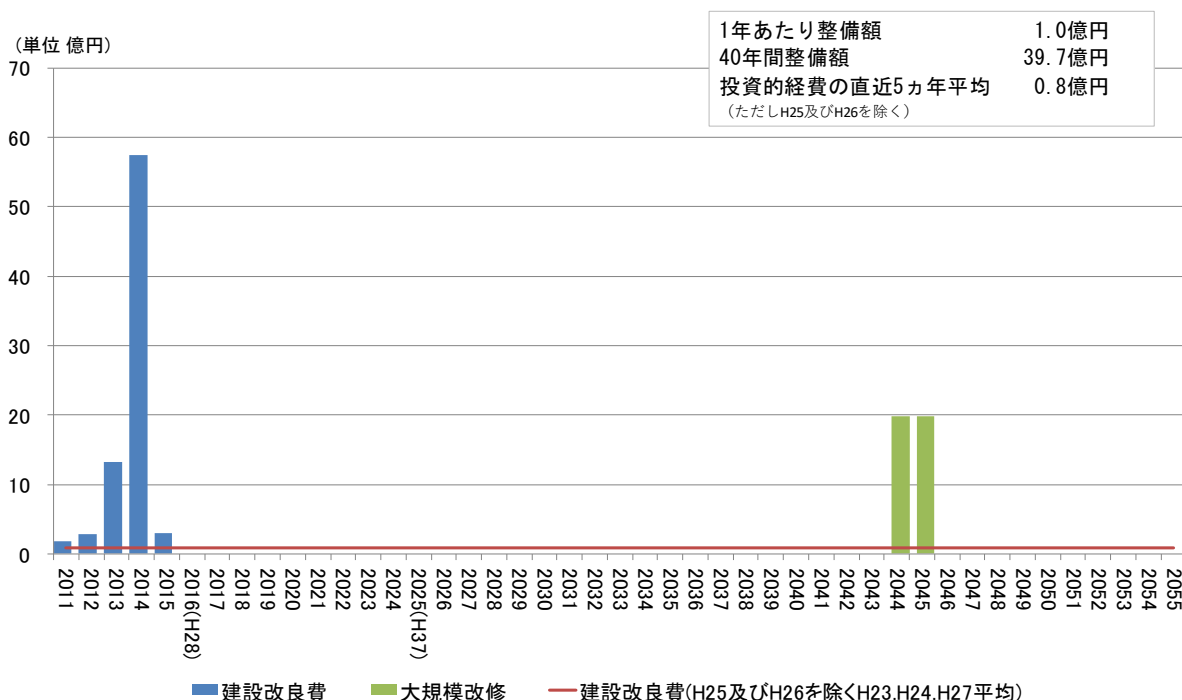
図表 7-5：病院施設の状況

施設名称	延床面積[m ²]	築年数[年]
坂出市立病院	15,888	2

(2) 将来の更新費用の推計

図表 7-6 は、坂出市立病院の建物に関する将来更新費用の推計を示しています。試算の結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 39 億 7 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 1 億円かかる試算です。また、図表 7-7 は、病院事業会計における直近 5 カ年の建設改良費を示しています。平成 25 年度及び平成 26 年度は新病院の建設費用が含まれるため、建設改良費が平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度の 3 カ年に比べて高額になっています。平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度の 3 カ年に関する 1 カ年当たりの平均は約 8 千万円であることから、約 2 千万円不足する試算です。（現状の病院施設に係る 1 カ年当たりの投資的経費の約 1.2 倍）

図表 7-6：坂出市立病院施設の更新費用予測



（資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1）

図表 7-7：病院施設の直近 5 ヶ年の施設整備に係る投資的経費（千円）

年度	建設改良費
H23 年度 (2011 年)	80,883
H24 年度 (2012 年)	152,457
H25 年度 (2013 年)	1,011,337
H26 年度 (2014 年)	4,842,436
H27 年度 (2015 年)	10,220
平均	81,187

（注）ただし、平均は平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度の 3 ヶ年に関するものである

（3）維持管理の基本方針

医療制度改革による影響で官民間問わず赤字経営に陥る医療機関が増えています。その中で、坂出市立病院は経常収支比率が 100%を超えておりましたが、新病院に係る減価償却費の増嵩に伴い、経常損益の赤字が今後続くことが予測されています。施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、「坂出市立病院基本構想・基本計画（平成 22 年 4 月）」に示された考えのもとで経営基盤の強化、計画的で効率的な経営の推進、財務の適正化、透明性の向上等の取組を進めています。

今後、施設の維持管理等の投資計画については、耐用年数・更新年数・経過年数及び使用状況等を把握し、修繕積立金 1 億 7 千 8 百万円（平成 27 年度末）の運用も含め、計画的かつ適切な維持管理を行います。

第8章 おわりに

第1節 推進体制

本計画に基づき、関係部局との連携を図ります。また、以下の内容を共有するものとします。

(1) 全庁的な推進体制

公共施設等総合管理計画の推進については、本計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とし、施設を管理する所管課と関係課が相互に連携・協力を図りながら、着実に取り組んでいく必要があります。

当面は、庁内の検討組織である「坂出市行財政改革推進委員会」（市長を委員長に、副市長及び関係部局長等で構成）を中心に、公共施設等総合管理計画の進行管理を行います。

(2) 職員のマネジメント意識の共有

また、公共施設等の維持管理・更新に関する問題は、職員一人ひとりが問題意識を持ち、全庁的に取り組むことが必要であることから、庁内での研修等を通じて意識啓発に努めていきます。

(3) 市民及び議会との情報共有

公共施設の集約化や複合化等の見直しを進めるためには、市民や市民の代表である議会の理解と協力が欠かせません。そのため、本市の公共施設等に関する課題を分かりやすく発信し、合意形成を図っていく必要があります。

第2節 今後の課題

現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合、今後40年間で大規模改修や建替に必要な費用は約1,747億3千万円(年平均約43億7千万円)と推計されます。一方で過去5年間に公共施設の更新や大規模改修に投じた歳出(投資的経費)は、道路や橋りょう等のインフラへの投資を含めて年平均で約34億1千万円となっています。投資的経費の1ヵ年当たりの平均額である約34億1千万円全てを今後大規模改修や建替へ割り当てたとしても、約9億6千万円の不足が発生すると見込まれます。なお、本計画における推計においては、今後発生する可能性のある新規整備や毎年の維持管理に要する費用は含んでいません。また、新規整備や毎年の維持管理を実施することを考慮すると、投資的経費の全額を大規模改修や建替へ割り当てるとは困難であると考えられます。そのため、さらなる

財源不足が予測されます。そのような状況の下で、現在保有している公共施設の全てをそのまま保有し続けることは現実的ではないと考えられます。

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考え難い社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

第3節 フォローアップの実施方針

本計画を継続して発展させ、公共施設等の適正配置を推進するために、本計画を踏まえた各公共施設等の取組状況に応じて、本計画の進行管理を行い、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施します。